

政策評価結果の平成17年度予算要求等への反映状況(PDF)

平成16年9月30日
総務省行政評価局

表紙

- 1 政策評価結果の平成17年度予算要求等への反映状況
- 2 各行政機関別の政策評価結果の平成17年度予算要求等への反映状況
- 3 主な具体的事例
 - (1) 予算要求に反映したもの
 - (2) 機構・定員要求に反映したもの
 - (3) 財政投融资計画の要求、税制改正要望に反映したもの

1 政策評価結果の平成17年度予算要求等への反映状況

各行政機関において実施した政策評価の結果を平成17年度予算要求(以下「予算要求」という。)に反映した件数は、全体で1,490件となっている。
また、政策評価の結果を平成17年度機構・定員要求(以下「機構・定員要求」という。)に反映した件数は、188件となっている。

(1) 事後評価

政策評価のうち、既存の政策について事後に評価した結果を予算要求に反映した件数は、1,063件となっている。

このうち、評価対象政策の改善・見直し及び評価対象政策の廃止、休止又は中止を合わせた件数は、405件(38.1%)となっている。

(単位:件)

分類	予算要求に反映した件数					
		これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し			評価対象政策の廃止、休止又は中止
			評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止		
各種施策等を対象に評価	796	442	349	187	53	5
個別の継続事業等を対象に評価	141	117	23	15	6	1
未着手・未了の事業等を対象に評価	126	99	23	23	0	4
計	1,063	658	395	225	59	10

(注) 1 「各種施策等を対象に評価」とは、実績評価方式等により行政の幅広い分野を対象として定期的に評価を行ったもの及び総合評価方式等により特定のテーマを対象として適期に評価を行ったものを整理している。

2 「個別の継続事業等を対象に評価」とは、事業評価方式等により個別の継続事業等を対象に評価を行ったものを整理している。

3 「未着手・未了の事業等を対象に評価」とは、他の分類にかかわらず、行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「法」という。)第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられた未着手(政策決定から5年経っても政策効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないもの)又は未了(政策決定から10年経っても政策効果が発揮されていないもの)の政策に該当するもののほか、各府省が策定した政策評価に関する基本計画に基づき、個別の公共事業であって自主的に事後評価を実施しているものを整理している。

4 「評価対象政策の重点化等」とは、評価対象政策の全部又は一部を見直すことにより改善等を行ったものを整理している。

5 「評価対象政策の改善・見直し」の件数のうち「評価対象政策の重点化等」の件数と「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、重複がある。

事後評価の結果について、機構・定員要求に反映した件数は、146件となっている。

このうち、機構要求に反映した件数は73件、定員要求に反映した件数は、132件となっている。

(単位:件)

機構・定員要求に反映した件数	機構要求に反映	定員要求に反映
146	73	132

(注)「機構要求に反映」の件数と「定員要求に反映」の件数には、重複がある。

(2) 事前評価

政策評価のうち、新規の政策について事前に評価した結果を予算要求に反映した件数は、427件となっている。

事前評価の実施が義務付けられている個別公共事業、研究開発課題及び個別政府開発援助の3分野のほか、実施が義務付けられていない分野の新規施策・事業についても、自主的に実施され、評価結果を予算要求に反映している。

さらに、各行政機関は、評価結果を踏まえて、新規又は関連する既存の政策の見直しを行うなど、評価対象政策の改善・見直し等に取り組んでいる。

(単位:件)

分類	予算要求に反映した件数
個別公共事業を対象	44
研究開発課題を対象	77
個別政府開発援助を対象	32
新規施策・事業を対象	274
計	427

(注) 1 「予算要求に反映した件数」には、事前評価の結果、評価対象政策の改善・見直し等を行ったものが含まれている。

評価対象政策の改善・見直し等には、「評価対象政策の所要の見直しを行ったもの」のほか、「複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの」等が含まれている。

2 「個別公共事業」、「研究開発課題」及び「個別政府開発援助」には、事前評価の実施が義務付けられているものの以外が含まれている。

3 「新規施策・事業」には、上記の他の分類の対象となっているものは含まれない。

事前評価の結果を機構・定員要求に反映した件数は、42件となっている。

このうち、機構要求に反映した件数は19件、定員要求に反映した件数は34件となっている。

(単位:件)

機構・定員要求に反映した件数	機構・定員要求に反映した件数の内訳	
	機構要求に反映	定員要求に反映
42	19	34

(注) 「機構要求に反映」の件数と「定員要求に反映」の件数には、重複がある。

2 各行政機関別の政策評価結果の平成17年度予算要求等への反映状況

(1) 事後評価

(単位：件)

行政機関名	分類	予算要求に反映した件数						機構・定員要求に反映した件数		
		これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策の廃止、休止又は中止	機構要求に反映	定員要求に反映			
			評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止						
内閣府	各種施策等を対象に評価	17	5	12	4	3	0	1	0	1
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	17	5	12	4	3	0			
宮内庁	各種施策等を対象に評価	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個別の継続事業等を対象に評価	1	1	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	1	1	0	0	0	0			
公正取引委員会	各種施策等を対象に評価	5	5	0	0	0	0	4	3	4
	個別の継続事業等を対象に評価	1	1	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	6	6	0	0	0	0			
国家公安委員会・警察庁	各種施策等を対象に評価	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	1	1	0	0	0	0			
防衛庁	各種施策等を対象に評価	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	個別の継続事業等を対象に評価	2	2	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	3	2	1	1	0	0			
金融庁	各種施策等を対象に評価	24	13	11	4	3	0	17	10	17
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	24	13	11	4	3	0			

行政機関名	分類	予算要求に反映した件数						機構・定員要求に反映した件数		
			これまでの取組を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策の廃止、休止又は中止		機構要求に反映	定員要求に反映	
				評価対象政策の重点化等	評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止					
総務省	各種施策等を対象に評価	59	30	29	6	0	0	23	18	17
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	59	30	29	6	0	0			
公害等調整委員会	各種施策等を対象に評価	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	5	5	0	0	0	0			
法務省	各種施策等を対象に評価	15	7	8	0	0	0	6	3	5
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	15	7	8	0	0	0			
外務省	各種施策等を対象に評価	106	103	3	1	0	0	43	10	40
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	13	10	0	0	0	3			
	計	119	113	3	1	0	3			
財務省	各種施策等を対象に評価	34	32	2	2	0	0	8	8	8
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	34	32	2	2	0	0			
文部科学省	各種施策等を対象に評価	210	114	95	45	1	1	13	5	13
	個別の継続事業等を対象に評価	7	2	5	5	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	217	116	100	50	1	1			
厚生労働省	各種施策等を対象に評価	108	66	40	7	0	2	4	1	4
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	108	66	40	7	0	2			

行政機関名	分類	予算要求に反映した件数						機構・定員要求に反映した件数		
			これまでの取組 を引き続き推進	評価対象政策の改善・見直し		評価対象政策 の廃止、休止 又は中止		機構要求 に反映	定員要求 に反映	
				評価対象政策 の重点化等	評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止					
農林水産省	各種施策等を対象に評価	59注1	1	58	55	43	0	12	10	8
	個別の継続事業等を対象に評価	97	91	6	5	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	98注2	75	23	23	0	0			
	計	254	167	87	83	43	0			
経済産業省	各種施策等を対象に評価	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	個別の継続事業等を対象に評価	32	19	12	5	6	1			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	1	0	0	0	0	1			
	計	33	19	12	5	6	2			
国土交通省	各種施策等を対象に評価	104	53	50	44	0	1	2	1	2
	個別の継続事業等を対象に評価	1	1	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	14	14	0	0	0	0			
	計	119	68	50	44	0	1			
環境省	各種施策等を対象に評価	48	7	40	18	3	1	13	4	13
	個別の継続事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	未着手・未了の事業等を対象に評価	0	0	0	0	0	0			
	計	48	7	40	18	3	1			
合計		1,063	658	395	225	59	10	146	73	132

(注) 1 農林水産省では、別途、実績評価方式による59政策分野の事後評価の結果の反映状況を作成・公表しており、各政策分野に属する646予算関連手段のうち、「予算関連手段を引き続き推進」が285手段、「予算関連手段の改善・見直しを実施」が240手段、「予算関連手段に属する一部の事業又は全部を廃止」が121手段となっている。

2 農林水産省の「未着手の事業等」は0件、「未了の事業等」は98件である。未了の事業等98件のうち、法第7条第2項第2号により実施が義務付けられてる事業6件のほか、自主的に92件の評価を実施している。

(2) 事前評価

(単位：件)

行政機関名	分類	予算要求に 反映した件数	機構・定員要求に反映した件数		
			機構要求に 反映	定員要求に 反映	
国家公安委員会・ 警察庁	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	16			
	計	16			
防衛庁	個別公共事業を対象	0	4	2	3
	研究開発課題を対象	12			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	8			
	計	20			
金融庁	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	1			
	新規施策・事業を対象	4			
	計	5			
総務省	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	4			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	0			
	計	4			
法務省	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	5			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	6			
	計	11			
外務省	個別公共事業を対象	0	0	0	0
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	31			
	新規施策・事業を対象	0			
	計	31			
文部科学省	個別公共事業を対象	0	3	1	3
	研究開発課題を対象	21			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	57			
	計	78			

行政機関名	分類	予算要求に 反映した件数	機構・定員要求に反映した件数		
			機構要求に 反映	定員要求に 反映	
厚生労働省	個別公共事業を対象	0	10	3	10
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	35			
	計	35			
農林水産省	個別公共事業を対象	14	0	0	0
	研究開発課題を対象	15			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	0			
	計	29			
経済産業省	個別公共事業を対象	0	15	10	8
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	102			
	計	102			
国土交通省	個別公共事業を対象	28	10	3	10
	研究開発課題を対象	20			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	46			
	計	94			
環境省	個別公共事業を対象	2	0	0	0
	研究開発課題を対象	0			
	個別政府開発援助を対象	0			
	新規施策・事業を対象	0			
	計	2			
合計		427	42	19	34

3 主な具体的事例

政策評価結果を予算要求に反映したものの、機構・定員要求に反映したものと及び財政投融资計画の要求、税制改正要望に反映したもののそれぞれの具体例は、以下のとおり。

(1) 予算要求に反映したもの

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
内閣府	海外の経済動向の分析 (報告書「世界経済の潮流」の作成・公表)	<ul style="list-style-type: none"> 我が国経済動向に影響を与える海外経済動向の調査分析情報を提供し、我が国経済動向の適切な把握に資する。 我が国の経済財政政策運営上の重要な政策課題に関し、海外における過去の経験・現在の動向の調査分析情報を提供し、もって我が国の適切な経済財政政策の形成に資する。 報告書の公表を通じて、政策企画立案者等、国民・企業、民間シンクタンク、学術団体、地方公共団体等の便宜に供し、海外経済に関する理解の普及を助けるとともに、我が国の経済財政政策論議への貢献を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書の公表とともに関係各所への配布、講演会を行っており、平成15年度は前年度と同様に延べ800か所への送付、計8回の講演を行った。 報告書については販売部数及びホームページへのアクセス数が各々前年度と同程度の水準を達成している。経済財政白書や経済財政諮問会議資料等において参照され、また公表時には主要メディアに取り上げられるなど、適切な経済財政政策論議への貢献が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> 報告書「世界経済の潮流」の作成・公表事業 (平成17年度概算要求：3,645千円) (平成16年度予算：2,595千円) 事後評価の結果、政策の有効性が示されたことから、作成に係る海外経済動向調査庁費(庁費 2,595千円)は前年度と同額を要求。 また、ホームページ上での掲載に関し迅速化のみならず、より見やすく、分かりやすいホームページの作成を図る必要があることから、公表に係る海外経済動向調査庁費(情報処理業務庁費 1,050千円(新規))を増額要求。 	事後評価 改善・見直し
	青少年健全育成に関する普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う青少年の健やかな成長に資するため、事業の実施等を通じて青少年の健全育成、非行防止に向けた国民運動等の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の事業について、有効性をより高めるために参加者の拡大を図るべきもの等があるものの、各事業の参加者・関係者からは最低でも76.6%を超える肯定的評価を得ており、有効であると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 青少年有害環境対策推進事業 (平成17年度概算要求：38,679千円) (平成16年度予算：17,150千円) 青少年育成非行防止推進事業費補助金 (平成17年度概算要求：0千円) (平成16年度予算：36,807千円) 事後評価の結果、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化・整備を図るためには、委嘱事業で行った青少年有害環境対策推進事業による継続的な調査・研究等を行うことが必要であり、また、補助事業で行っていた有害環境モニター事業は地域の有害環境の状況を把握する上で有効であるということが明らかになったので、青少年有害環境対策推進事業に有害環境モニター事業を加え増額要求。 その際、有害環境モニター事業の有効性を高めるため、モニターからの意見の活用について、新たに協議会を設置し、有害環境に対する状況や対策を検討するための事業を追加。その上で青少年と社会環境に関する中央大会等の開催など、補助事業はすべて廃止。 	事後評価 改善・見直し

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
内閣府	国際交流・国際協力の促進	・男女共同参画に関する国際交流・国際協力を通じ、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針の国内への浸透を図るとともに、男女共同参画社会の形成に向けた国際的取組を促進する。	・国連婦人の地位委員会や欧州評議会等への積極的な出席を通じ、情報収集及び意見交換並びに情報発信を行ったことにより、日本のプレゼンスを高めることができた。また、会議出席等で得た情報を広報資料作成・配布、シンポジウムの開催等を通じ国内で周知することにより国内での議論を深めることに寄与している。 ・女子差別撤廃委員会では、日本の条約実施状況報告の審議が行われ、同委員会からの最終コメントでは、報告の質が確保され、期限どおりの提出がなされ、率直かつ建設的な対話が行われたとの評価を得ている。	・女性関係国際交流経費 (平成17年度概算要求：29,068千円) (平成16年度予算：23,420千円) 大規模な会合の開催予定がないためAPECにおけるジェンダー統合に関する活動経費を削減したが、「女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針の国内への浸透を図る」という観点から、「国連北京女性会議+10」(北京+10)の成果文書報告のための経費が新たに必要となったため、17年度は増額要求。	事後評価 改善・見直し
	沖縄における産業振興	・沖縄の自立型経済の構築に向けて、観光、情報通信、製造業等の各種の産業の振興を図る。	・完全失業率、入域観光客数等のマクロ的指標を見る限り、自立型経済の構築に向けた沖縄の産業振興は概ね効果を上げており、内閣府の各種産業振興策が呼び水効果となり、幅広い分野の活動に好影響をもたらしたものと判断される。	・観光振興地域等整備事業 (平成17年度概算要求：275,804千円) (平成16年度予算：109,967千円) ・観光産業人材育成事業 (平成17年度概算要求：39,407千円) (平成16年度予算：38,719千円) ・IT新事業創出体制強化事業 (平成17年度概算要求：800,000千円) (平成16年度予算：300,494千円) ・ベンチャービジネススタートアップサポート事業 (平成17年度概算要求：86,797千円(新規)) 評価結果を踏まえ、戦略的に振興すべき重点産業へ支援を集中するとともに、一部事業を減額の上自立型経済の構築に向けて、観光、情報通信等の各種の産業の振興、それを支える人材の育成に引き続き取り組む。	事後評価 改善・見直し
	沖縄の特殊事業に伴う特別対策(沖縄体験滞在交流促進事業)	・沖縄の特性を活かした滞在型、参加型観光を促進し、地域の活性化を図る。	・地域住民が事業に参加する中で、地域が一体となって観光に取り組んでいこうという意識が強まり、民間も参加した組織の設立の動きも起こるなど、地域の活性化に貢献した。 ・また、7町村で、計178のプログラムが作成されるとともに、モニターツアーなどを通じ、リピーターも含めた観光客の増加が期待できるなど、当該地域の産業振興及び雇用機会の増大につながることを期待される。	・沖縄体験滞在交流促進事業経費 (平成17年度概算要求：263,333千円) うち沖縄振興特別事業費補助金 143,333千円 うち沖縄振興特別事業推進費補助金120,000千円 (平成16年度予算：255,000千円) うち沖縄振興特別事業費補助金 210,000千円 うち沖縄振興特別事業推進費補助金 45,000千円 地域の活性化に貢献しており、有効かつ必要であるという評価結果が得られたため、引き続き、従来の沖縄体験滞在交流促進事業を実施するとともに、有識者からの意見等も検討し、さらなる地域の活性化を図るため、施設整備事業について減額するとともに、ボランティア等を活用した地域貢献・交流事業にかかる経費を増額要求。 なお、地域貢献・交流事業を実施するため、施設整備事業については減額。	事後評価 改善・見直し

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
宮内庁	皇室関連施設の参観の利便性の向上等	・皇居の参観コースの見直し等により、参観者の利便性の向上等を図り、併せて皇室関連施設に対する理解と関心の促進を図る。	・皇居参観者の利便性の向上及び皇室関連施設に対する国民の理解及び関心の促進は達成された。 ・参観者がより快適な参観ができるようスタッフの充実を図るための措置について検討を行うなど、可能な範囲で参観者にとって、よりよい参観となるよう努める。	・評価結果を踏まえ、参観者がより快適な参観ができるよう、参観業務のスタッフを充実させるための経費を概算要求（平成17年度概算要求：1,490千円）。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
公正取引委員会	平成15年度における独占禁止法違反行為に対する措置	・独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進する。	・構造改革を実現するために競争政策の強力な実施が求められているところであり、独占禁止法違反に対する厳正な対処が必要。	・評価結果を踏まえ、独占禁止法違反行為に対する審査を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：299,569千円）。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	平成15年度における下請法違反行為に対する措置	・下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持・促進。	・親事業者による下請事業者に対する不当な不利益を与える優越的地位の濫用行為を規制し、市場機能をより発揮させ市場の公正かつ自由な競争秩序を確保することが必要。	・評価結果を踏まえ、下請法違反事件を調査するための経費を概算要求（平成17年度概算要求：72,143千円）。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	平成15年度における景品表示法違反行為に対する措置	・景品表示法に違反する不当表示・過大景品付販売に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、一般消費者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持促進。	・消費者が適正な商品選択をできる環境を確保するため、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより、消費者の適正な選択を妨げる不当表示及び不当な顧客誘引となる過大な景品提供行為に対して、景品表示法に基づいて厳正、迅速に対処することが必要不可欠。	・評価結果を踏まえ、景品表示法違反事件を調査するための経費を概算要求（平成17年度概算要求：36,865千円）。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
国家公安委員会・警察庁	警察移動通信システムの整備	・警察活動の神経系統として最も重要な警察通信システムの一つである警察移動通信システムについて、防諜対策を強化し、テロ対策を始めとする各種警察活動において有効な機能を設け、緊急更新整備を実施する。	・現行の警察移動通信システムは老朽化が著しいこと、暗号強度が相対的に低下していることから、緊急更新整備に着手しているところであるが、新旧両方の無線機が混在する整備過渡期を短期間にするため、新しいシステムを早期に全国整備する必要がある。 新しいシステムは、暗号強度の向上、不感地帯対策、小型軽量化等の各種機能を盛り込み、より円滑な警察活動を可能にするものであり、高い公益性が認められる。 テロ発生時等においても途絶することなく、かつ、警察活動に適した通信手段を確保するためには、自営による移動通信システムを構築する必要があり、その代替的手段はない。	・評価結果を踏まえ、警察移動通信システムについて緊急更新整備を行うための経費を概算要求。（平成17年度概算要求：25,692,412千円） （平成16年度予算：11,038,060千円）	事前評価
	特定交通安全施設等整備事業の推進	・本事業は、交通管制システムの高度化や信号機の改良等によって、交通事故の防止、交通渋滞の解消、交通公害の軽減を図る。	・平成10年度から14年度までの5年間に整備した特定交通安全施設等の一部により同期間に得られた便益は、交通人身事故の抑止効果 約11万件（金額換算約3,600億円）、交通円滑化効果（渋滞緩和、旅行時間短縮）約1兆5,300億円、二酸化炭素排出量の削減効果 約137万t-CO2と試算される。 平成17年度予算による特定交通安全施設等の整備により、交通人身事故の抑止等上記効果と同様の効果が見込まれる。	・評価結果を踏まえ、特定交通安全施設等の整備を行うための経費を概算要求。（平成17年度概算要求：18,948,601千円（補助金）） （平成16年度予算：16,222,561千円（補助金））	事前評価

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
国家公安委員会・ 警察庁	被害者対策の推進	・犯罪被害者に対して、犯罪被害者の視点に立ったきめ細かな支援を推進することを目的として、犯罪被害者等給付金の増額、被害者対策用車両の増強配備、被害者支援活動用携帯電話の整備、犯罪被害者等早期援助団体に対する直接支援業務の委託、被害者からの相談受理体制の整備等の政策を推進する。	・被害者支援に係る取組の一層の強化が求められている状況にあり、被害者対策を推進することの公益性は高い。 ・犯罪被害者の精神的被害の深刻さ、二次的被害の防止及び捜査への協力確保の重要性を考慮すれば、被害者対策の充実が急務である。 ・特に、犯罪被害者給付制度は、平成13年に制度の大幅な拡充（重傷病給付金の新設、障害給付金の支給対象の拡大、給付基礎額の引上げ）が行われたことから、これらに適切に対応するためには、犯罪被害者等給付金を速やかに増額することが不可欠である。	・評価結果を踏まえ、既存事業等を見直すこととし、当該政策を推進するための経費を概算要求。 （平成17年度概算要求：1,880,506千円） うち犯罪被害給付金 1,485,190千円 うち補助金 274,754千円 （平成16年度予算： 1,717,515千円） うち犯罪被害給付金 1,362,670千円 うち補助金 315,553千円	事前評価 改善・見直し等
	NBCテロ対応専門部隊等の充実強化	・核物質・生物剤・化学剤を使用したNBCテロ事案が発生した場合における迅速的確な初動対応に当たるため、高度な装備資機材を配備したNBCテロ対応専門部隊の増設、機動隊や警察署における装備資機材の充実・強化を図ることにより、国民の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持を図る。	・国内におけるNBCテロの発生に備えて、NBCテロ対応専門部隊の増設、機動隊や警察署における装備資機材の充実・強化により、体制の更なる強化を図り、国民の生命、身体、財産の保護及び公共の安全と秩序の維持に万全を期する必要がある。 ・米国における同時多発テロ事件の発生以降、国際テロの脅威は高まっており、国民に大きな不安を与えている。特にNBCテロが発生すれば甚大な被害が生じるおそれがあり、これに備えた初動対応体制を整備することは喫緊の課題である。 ・数千人規模の死傷者を出した地下鉄サリン事件の例から見ても、NBCテロが実際に敢行された場合の損害は計り知れないものであり、かかる事案への初動対応に必要な部隊の整備は、そのコストをはるかに上回る効果が見込まれる。	・評価結果を踏まえ、既存事業等を見直すこととし、当該政策を推進するための経費を概算要求。 （平成17年度概算要求：249,923千円） （平成16年度予算： 236,353千円）	事前評価 改善・見直し等
防衛庁	防衛庁の広報活動の在り方	・自衛隊の活動と各般の防衛施策等を広く国民に紹介することにより、自衛隊・防衛問題に対する国民の関心を高め、より一層の理解と支持を得る。	・防衛庁の広報活動について、積極的な広報態勢の構築、自衛隊と国民生活との接点の拡大、より効果的な広報手段や広報対象に対する広報活動の重点指向、自衛隊の活動の国際化に対する広報の4項目の指針を設定し見直しを実施したことは、広報の意義、重要性にかんがみ評価できる。 ・その際、国民にアンケート調査を行い、外部専門家の知見を見直しに反映させており、評価できる。	・評価結果を踏まえ、部内向け新聞、年鑑類購入の見直し等を実施するとともに、在京外国大使館向け外国語版ニュースの発信等、新規広報施策を行うための経費を概算要求。	事後評価 改善・見直し
	救難飛行艇（US-2（仮称））	・平成19年度以降、現有の救難飛行艇（US-1A）が耐用命数により除籍することに対応し、我が国の防衛力に必要な機能である周辺海域における洋上救難体制を維持するため、減耗分の補充として、後継機であるUS-2（仮称）を整備する。	・本事業は、現有の救難飛行艇「US-1A」の後継として、エンジンの高出力化、機体の軽量化等により離着水性能と飛行性能等の向上が図られたこととともに、艇体上部が与圧化されたことにより患者輸送環境が改善された新たな救難飛行艇を整備するものである。本事業は、我が国周辺海域における救難体制の維持及び救難能力の向上に資するものと評価。	・評価結果を踏まえ、救難飛行艇（US-2（仮称））の2機の整備に係る経費を概算要求（平成17年度概算要求：約215億円（後年度負担額を含む。））。	事前評価

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
防衛庁	NBC偵察車	<p>・核・生物・化学（NBC）武器に対しては、その被害を局限し作戦・戦闘全般への影響を最小限にする必要があり、そのためには早期に汚染地域等の状況を解明し、適切な防護等の処置を講ずる必要がある。このことから、広域にわたる有毒化学剤、生物剤及び放射能汚染地域の状況を迅速に偵察（検知、識別等）し、今後の部隊運用等に必要な情報を収集するためのNBC偵察車を開発する。</p>	<p>・本事業は、化学防護車及び生物偵察車の後継として化学防護隊（小隊）等に装備し、広域にわたる有毒化学剤、生物剤及び放射能汚染地域の状況を迅速に偵察し、今後の部隊運用等に必要な汚染物質の種類等の情報を収集するために運用されるNBC偵察車を開発するものである。本事業は、現行のNC対処とB対処を一本化することによる運用性の向上等により、広域にわたる有毒化学剤、生物剤及び放射能汚染地域の状況を迅速に偵察し、必要な情報の収集を行うことが可能になり、NBC武器への有効な対処に資するものと評価。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、NBC偵察車の開発を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：約13億円（後年度負担額を含む。））。</p>	事前評価
	キャンプ座間学校（高校）整備事業	<p>・キャンプ座間等の内外に居住する軍人・軍属の子弟たちが、高等教育を受けるために現在使用している既存施設は、教室、食堂等が狭隘であることから、かかる状況を解消し、教育活動の適正化を図る。</p>	<p>・本事業は、キャンプ座間に所在する学校が狭隘のため適正な教育活動が実施できない状況であることに鑑み、日米地位協定に基づき、教室等の整備を行うものである。本事業の実施により適正な教育活動が可能となることによって日米安保体制の信頼性の向上に寄与するものと評価。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、キャンプ座間学校（高校）整備事業を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：約9億円（後年度負担額を含む。））。</p>	事前評価
	新対潜用短魚雷	<p>・我が国周辺において、高性能潜水艦が増加する傾向にあり、その運用海域も従来の外洋海域から我が国周辺の沿海域にまで拡大される傾向がある。この沿海域は、水深が浅く音場が複雑な海域であり、現有の短魚雷が搭載するソーナーでは、目標を感知することは困難である。以上のことから、浅海域等において目標の探知、追尾及び攻撃を効果的かつ効率的に実施するための機能・性能と、既存装備と同様に外洋深海域における目標にも対応できる機能・性能を有し、多様な戦術場面に対応できる新対潜短魚雷を開発する。</p>	<p>・本事業は、水上艦及び航空機に装備し、浅海域から深海域までのあらゆる海域を行動する高性能潜水艦の攻撃を可能にする新対潜用短魚雷を開発するものである。本事業は、対潜用短魚雷の目標探知性能の向上等により、目標探知の困難な浅海域等の多様な戦術場面における潜水艦への有効な対処に資するものと評価。</p> <p>・代替手段との比較検討状況 浅海域での使用に限定した魚雷を開発して既存の97式魚雷と併用して戦術場面に応じて使い分けると、一種類の魚雷で多様な戦術場面（高速～低速、浅海域～深海域の目標）に対応できる魚雷を開発することの2案を比較すると、案では、複数の種類の魚雷を管理・運用することになり、運用性や整備コスト、ライフサイクルコスト（装備品等の開発から用途廃止までにかかる総経費）の面で不利であることから、案を採用することとする。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、新対潜用短魚雷の開発を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：約24億円（後年度負担額を含む。））。</p>	事前評価 改善・見直し等 複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
防衛庁	横須賀海軍施設教育施設（技術）整備事業	<p>・横須賀海軍施設に所在する米軍人・軍属等が技術的専門教育を受けるために使用している既存施設は、老朽化が著しく、また、図書室、教室等が狭隘で、適正な教育活動が行えない状況にあることから、かかる状況を解消し、横須賀海軍施設に居住する米軍人・軍属等の使用する教育施設の適正化を図る。</p>	<p>・本事業は、横須賀海軍施設に所在する教育施設が狭隘のため適正な教育活動が実施できない状況であることにかんがみ、日米地位協定に基づき、教室等の整備を行うものである。本事業の実施により適正な教育活動が可能となることによって日米安保体制の信頼性の向上に寄与するものと評価。</p> <p>・代替手段との比較検討状況 A案・・・既存の4棟の建物を、不足しているスペース分を含めて新しく1棟に集約し建設する B案・・・既存の4棟の建物を、それぞれ不足スペースを含めて同じ場所に建設する A案については、老朽化の解消、狭隘の解消、敷地の確保、経済性について問題なく、1棟に集約することによって、技術的専門教育活動の効率化が図られる。</p> <p>B案については、老朽化の解消、狭隘の解消については問題ないが、分棟されていることから、適正な技術的専門教育活動が行えず、経済的にも不利である。</p> <p>・このことから、A案で事業を進めることとした。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、横須賀海軍施設教育施設（技術）整備事業を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：約17億円（後年度負担額を含む。））。</p>	事前評価 改善・見直し等 複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの
	岩国飛行場倉庫（一般）整備事業	<p>・岩国飛行場に所在する在日米海兵隊が使用する交通制御を行うバリケード等の各種器具、施設管理用資材等の保管及び維持管理業務を行うために使用している既存施設は、老朽化が著しく、また、倉庫等が狭隘で、効率的な業務が行えない状況にあることから、かかる状況を解消し、各種器具等の適正な保管の確保、情報伝達の短縮化及び作業性向上等業務の効率化を図る。</p>	<p>・本事業は、岩国飛行場に所在する米海兵隊の倉庫等の施設が老朽、狭隘及び分散配置のため、交通制御等を行う各種器具等の保管等について効率的な業務が実施できない状況であることに鑑み、日米地位協定に基づき、倉庫等の整備を行うものである。本事業の実施により部隊の業務の効率化等が図られることによって日米安保体制の信頼性の向上に寄与するものと評価。</p> <p>・代替手段との比較検討状況 A案・・・既存の17棟の建物を、1棟に集約し建設する。 B案・・・既存の17棟の建物を、地区別5棟に集約し建設する。 A案については、既存施設が抱えている問題をすべて解消することができ、業務の効率化が図られる。また、1地区に集約することによって、備品等を共有できる利点がある。</p> <p>B案については、老朽化の問題は解消されるものの、分散配置の問題を抜本的に解消することはできないために、業務の効率化を図る点でA案に劣る。また、建物を分散して建設するため、各々の建物に機械室等の設備を設けることとなるなど経済性においても不利である。</p> <p>・このことから、A案で事業を進めることとした。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、岩国飛行場倉庫（一般）整備事業を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：約12億円（後年度負担額を含む。））。</p>	事前評価 改善・見直し等 複数の代替案の中から適切な政策を選択したもの

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
金融庁	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実	・企業内容の情報開示が十分行われていること	・政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組（ディスクロージャーの整備・改善）を進めていくことが必要。 ・企業内容等の開示書類の電子化という証券市場のインフラ整備を行い、企業情報の迅速かつ簡易で安全な提供を行うことにより、企業情報へのアクセスの増加・投資機会の飛躍的向上、投資拡大による発行体企業の資金調達効率性の向上が見込まれ、ひいては日本経済の活性化にも繋がるものと期待されることから、今後も企業内容等の開示書類の電子化を積極的に推進することが必要。	・評価結果を踏まえ、電子開示システム整備のための経費を概算要求（平成17年度概算要求：275百万円）。	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	効果的なオフサイトモニタリングの実施	・金融機関のリスク管理態勢が確立されていること	・政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組（金融機関の財務の健全性や業務の適切性について迅速かつ多角的に把握し、改善を促していくための取組）の充実・改善や新たな施策の検討等を行うことが必要。 ・18年末から実施が予定されている新BIS規制に先立ち、17年末には金融機関が新規制に基づく試行計算を行うこととされており、試行計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、徴求様式の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化が必要。	・評価結果を踏まえ、既存の事業の見直しを実施するとともに、オフサイト・モニタリングに必要なシステム整備等を行うための経費を概算要求。（平成17年度概算要求：317百万円）	事後評価 改善・見直し
	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供	・国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること	・政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行うことが必要。 ・平成17年度においては、金融知識の普及・推進に資する体制整備のための機構・定員要求を行うほか、金融経済教育を推進していくためのシンポジウム開催等に係る予算の要求を行うことが必要。	・評価結果を踏まえ、既存の事業の見直しを実施するとともに、金融知識の普及・推進を行うための経費を概算要求。（平成17年度概算要求：12百万円）	事後評価 改善・見直し
	地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト	・地域再生計画との連携によって地域経済の活性化等を目指すこと ・金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解した上で自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を選択できるよう、金融の仕組みや取引ルール等に対する国民の知識・理解を深めること	・金融経済教育については、これまでも副教材・パンフレットの作成・配布等、様々な施策を行ってきたが、これらの施策の効果を最大限発揮させるためには、まず金融経済教育に自ら関心を持って取り組む自治体に対して、そのニーズを勘案しながら各種情報発信等を行うことが有効と考えられる。折しも、平成16年6月には「投資家教育プロジェクトとの連携」に係る地域再生計画の認定が行われたことから、本事業においては、従来のやり方に代えて投資家教育のための施策を地域再生計画との連携の下に行うことで、地域経済の活性化等を図るとともに、貯蓄から投資への流れをより効果的に加速し、金融審議会第一部会報告が指摘するとおり、「効率的で安定した金融システムや実体経済の実現に寄与すること」が期待される。	・評価の過程で開催される政策評価に関する有識者会議の指摘を踏まえ、施策に係る当初計画の一部を修正の上、地域再生計画に対する支援及びシンポジウム開催経費を概算要求（平成17年度概算要求：14百万円）。	事前評価 改善・見直し等

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
総務省	過疎地域の自立促進	・過疎地域自立促進特別措置法の目的である過疎地域の自立促進・活性化を図る。	・都市部住民との共生・対流を推進するため、推進方策の検討が必要。	・評価結果を踏まえ、既存の地方振興対策調査費の調査項目を見直し、都市と農山漁村の共生・対流に関する調査を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：26百万円）。	事後評価 改善・見直し
	各府省における行政情報化の推進	・行政情報の電子的提供、行政手続のオンライン化、ペーパーレス化等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資する。	・行政情報の電子的提供、行政手続のオンライン化などの施策について、利用者の利便性向上、利用促進の観点から引き続き推進していくとともに、行政事務の基盤となる霞が関W A Nの着実な運用を図ることが必要。	・評価結果を踏まえ、オンラインによる行政手続の利便性の一層の向上を図るため、電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用した手続のワンストップサービスの仕組みの整備を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：11.8億円）。 ・その他必要な予算要求を実施するとともに、新規要求に当たり、既存要求事項を見直した。	事後評価 改善・見直し
	地方公共団体の情報化の推進	・地方公共団体間や地方公共団体と国との間での迅速で確実な文書交換や情報の共有化を実現する。 ・行政文書の申請手続等に係る住民の利便性を向上させる。	・電子自治体構築を促進するため、行政運営の業務効率化、住民サービスの向上、個人情報のデジタルデータの保護強化技術の検討に係る予算の確保が必要。 ・また、今後、電子申請をより普及させるため、電子申請時における代理申請、電子申請受付システムの導入及び電子証明書の新たな活用方策の検討が必要。	・評価結果を踏まえ、I Tの活用により国民の利便性を向上し、効率的な行政運営を行うため、国・地方間の連携や行政への住民参画など、地方公共団体の情報化の推進に必要な経費として、電子自治体構築の促進を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：15億円）。 ・また、次世代公的個人認証サービスの展開に向けた研究・開発事業を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：5億円）。 ・電子自治体構築の促進を行うための経費については、事業内容等の見直しを行い個人情報保護技術の開発等に係る事項に重点化した。	事後評価 改善・見直し
	情報バリアフリー環境の整備	・年齢・障害面のデジタル・ディバイドを解消し、高齢者・障害者のI T利用を促進させ、だれもがI Tの恩恵を享受できる社会を実現する。	・地方公共団体においては高齢者等の情報リテラシー向上のための取組が進められつつあり、施設整備よりも人材育成への支援などソフト面の支援の重要性が増していることから、障害者等のI T利活用の総合的な支援の在り方の検討を進めることが必要。	・評価結果を踏まえ、障害者のI T利活用支援の在り方に関する調査研究を行うための経費を概算要求。（平成17年度概算要求：45百万円） （平成16年度予算：30百万円）	事後評価 改善・見直し
	消防の対応力（防災力）の強化	・火災による被害の軽減及び大規模災害等による被害を軽減する。	・常備消防力の強化、消防団の充実、緊急消防援助隊の整備、国（消防庁）の対応力の強化、消防防災に係る科学技術・I Tの振興等、各施策の一層の充実・強化等が課題。	・評価結果を踏まえ、消防防災に係る消防防災施設・設備の促進を図るための経費（消防補助金）を概算要求。 （平成17年度概算要求：166.7億円） （平成16年度予算：159.0億円） ・消防補助金のうち設備整備費関係については、緊急消防援助隊整備費補助金及び国民保護整備費補助金に重点化した。	事後評価 改善・見直し
	ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発	・ユビキタスセンサーネットワークの実現に必要な技術について研究開発を行い、人・モノの状況やそれらの周辺環境等を的確に認識するシステムを構築し、状況や周辺環境に即したサービスを実現することにより、安全・安心な社会の実現や、幅広い活動における快適性・生産性・効率性の向上に資する。	・本政策は、各種国の方針等を踏まえたものであり、社会基盤としてのユビキタスネットワーク社会を実現し、様々な社会・経済活動における安全・安心、効率化、快適化を促進するものであり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に必要な政府の取組として適切。	・評価の過程において外部評価における指摘を踏まえ、研究開発の達成目標を修正し、評価結果を踏まえ、種々の要素技術の中から、基盤性が高く、かつ、民間単独では早期の実現が困難であると考えられる「ユビキタスセンサーノード技術」、「センサーネットワーク制御・管理技術」、「リアルタイム大容量データ処理・管理技術」について研究開発を実施することとし、「ユビキタスセンサーネットワーク技術に関する研究開発」を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：5億円）	事前評価 改善・見直し等

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
総務省	アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発	・様々な端末が国際的に安全に接続されたピア・ツー・ピアでの通信を可能とし、また、電子タグが貼り付けられた様々なモノに関する各種属性情報の配信を国際的にリアルタイムで実現するためのユビキタスプラットフォーム技術について、アジア諸国と協力しつつ研究開発を行い、国際的な通信プラットフォームの確立に資する。	・本研究開発は、「e-Japan戦略」等において、その必要性が述べられているところであり、かつアジア各国と協力して地域・文化・ニーズの違いを超えたユビキタスプラットフォーム技術を確立することにより、高度な安全性及び利便性を備えた国際的な通信プラットフォームを実現し、社会経済活動の活性化を促進するものであり、ユビキタスネット社会の形成に必要な政府の取組として適切。	・評価の過程において、外部評価における指摘を踏まえ、研究開発内容をより明確にした上で、「アジア・ユビキタスプラットフォーム技術に関する研究開発」を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：6億円）。	事前評価 改善・見直し等
	次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発	・情報通信ネットワークの飛躍的な高度化が進展する中で、重要性が増すデジタルシネマや高臨場ライブ中継等の臨場感あふれる超高精細映像（次世代型映像コンテンツ）について、ネットワークを活用して効率的かつ効果的に編集・配信等を行う技術の研究開発を推進し、広く利用者が豊かな映像環境を享受できる社会の実現に資する。	・本研究開発は、ブロードバンドネットワーク環境に対応した次世代型の映像コンテンツのネットワーク制作・流通基盤を確立し、新規産業・新ビジネスの創出や地域産業の活性化、標準化の主導権獲得による国際競争力の強化への貢献を促進するものであり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に必要な政府の取組として適切。	・評価の過程において、外部評価における指摘を踏まえ、本研究開発の方向性をより明確にした上で、「次世代型映像コンテンツ制作・流通支援技術の研究開発」を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：3.8億円）。	事前評価 改善・見直し等
公害等調整委員会	公害事件の処理	・多様化する公害紛争への対応を図り、公害事件の迅速かつ適正な処理を図る。	・平成15年度に係属した事件をみると、低周波問題のような従来なかった問題に係る事件等、多様な事件に取り組んでおり、多様化する公害紛争への適切な対応という目的は達成されたものと考え。 ・この他、都道府県公害審査会等に係属した調停事件を引継ぐ等により、公害等調整委員会と都道府県公害審査会等とが連携して事件処理に当たるなど、公害紛争の適正な解決を図るとの目的は、達成されたものと考え。	評価結果を踏まえ、公害事件の処理のための経費を概算要求。 ・委員会運営に係る経費 （平成17年度概算要求：19.7百万円の内数） （平成16年度予算：19.7百万円の内数） ・公害紛争調査に係る経費 （平成17年度概算要求：12.8百万円） （平成16年度予算：12.8百万円） ・諸外国における環境紛争処理状況等調査に係る経費 （平成17年度概算要求：3.4百万円） （平成16年度予算：3.3百万円） ・LANシステムに係る経費 （平成17年度概算要求：2.8百万円） （平成16年度予算：2.8百万円）	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	地方公共団体に対する指導等	・都道府県公害審査会等との連絡協議、地方公共団体に対する指導等を行うことにより、公害紛争処理制度の円滑な運営、公害苦情処理の適切な処理の促進を図る。	・審査会等における公害紛争処理については、多種多様な事件に係属する中、各審査会等においてはそれぞれ適切な対応がなされている。 ・また、公害苦情処理についても、地方公共団体において適切な対応がなされており、目標は達成されたものと考え。	評価結果を踏まえ、地方公共団体に対する指導等を行うための経費を概算要求。 ・公害紛争処理関係ブロック会議に係る経費 （平成17年度概算要求：0.9百万円） （平成16年度予算：0.9百万円） ・審査会委員研修協議会に係る経費 （平成17年度概算要求：3.9百万円） （平成16年度予算：3.9百万円） 等	事後評価 これまでの取組を引き続き推進

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
公害等調整委員会	鉱区禁止地域の指定	・鉱区禁止地域指定請求事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。	・各事件とも土地利用調整の観点から事案の審理手続を行い、目標は達成されたものと考ええる。	・評価結果を踏まえ、鉱区禁止地域の指定に係る委員会運営のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:19.7百万円の内数) (平成16年度予算: 19.7百万円の内数)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	行政処分に対する不服の裁定	・不服の裁定事件の適切な処理を図ることにより、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図る。	・各事件とも土地利用調整の観点から事案の審理手続を行い、目標は達成されたものと考ええる。	・評価結果を踏まえ、行政処分に対する不服の裁定に係る委員会運営のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:19.7百万円の内数) (平成16年度予算: 19.7百万円の内数)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	土地収用法に基づく意見の申出等	・土地収用法に基づき適切な意見の申出等を行うことにより、土地利用に関する行政庁の適正な処分の確保を図る。	・公害等調整委員会では土地利用調整の観点から事案の審理手続を行い、国土交通大臣に対する意見申出等を行うことにより、目標は達成されたものと考ええる。	・評価結果を踏まえ、土地収用法に基づく意見の申出等に係る委員会運営のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:19.7百万円の内数) (平成16年度予算: 19.7百万円の内数)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
法務省	外国法事務弁護士の在り方	・国民等が享受する外国法事務サービスの向上を図る。	・平成15年度の外国法事務弁護士の登録者数は前年度に引き続き増加し、結果として国内外のニーズに応えることができた。また、承認取消者数はゼロを維持しており、外国法事務弁護士の質を保ちながら数を増やすという目標を達成することができた。	・評価結果を踏まえ、外国法事務弁護士となる資格の審査等に係る経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:28,241千円) (平成16年度予算: 28,057千円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	債権管理回収業の監督	・債権管理回収業における債権管理回収行為等の適正が確保される。	・成果指標である苦情率は、前年度に比較して3.9パーセント増加しているが、行為規制に関する実質的な苦情率は、逆に1.9パーセント減少している。次に、結果指標である立入検査の実施率及びヒアリング実施件数は、いずれも大幅に増加しているほか、ヒアリング結果等についても特に問題になる事項は認められない。しかしながら、業務改善命令に係る行政処分が1件実施されたが、その内容は会社の運営体制に関するもので、反社会的勢力の参入や過酷な債権取立てに関するものではない。	・評価結果を踏まえ、債権管理回収業の営業許可の審査等を行うための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:47,903千円) (平成16年度予算: 47,898千円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	民事法律扶助事業の推進	・資力に乏しい者の「裁判を受ける権利」が実質的に保障される。	・援助の各件数は、いずれも前年度に比べ大幅に伸びており、他方で、事業の効率的執行のための工夫もなされている上、償還率も向上している。以上のことから、民事法律扶助事業は適正に実施されたものと評価できる。	・評価結果を踏まえ、民事法律扶助に対する需要の増加に適切に対応するための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:4,508,570千円) (平成16年度予算: 3,990,899千円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	被害者等通知制度の適切な運用	・刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得る。	・平成15年においては、44,442名から通知希望があり、79,454件の情報を通知した。本制度については、パンフレット及び法務省ホームページ上で被害者を始めとする国民に対し説明をしている。検察官等においては、取調べ等の際に被害者その他の刑事事件関係者に説明し、通知希望者に対しては、通知することが相当でないと認めた場合を除き、刑事事件の処分結果等の情報を通知している。今後も提供できる情報や通知方法などについて改善すべき点があれば検討し、刑事司法手続に対する被害者等を含めた国民の理解と信頼を得るため、本制度を適切に運用することが必要である。	・評価結果を踏まえ、各通知書の発送費用等及び被害者等通知制度の概要等を掲載しているパンフレット印刷製本費用等に係る経費を概算要求。 ・各通知書の発送費用等 (平成17年度概算要求:7,008千円) (平成16年度予算: 6,697千円) ・パンフレット印刷製本費用等 (平成17年度概算要求:12,537千円) (平成16年度予算: 12,158千円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
法務省	登記事務のコンピュータ化	・登記情報の電子化により、登記情報の適正な管理が可能になるだけでなく、登記事項証明書等の迅速な交付が可能となるなど利用者の窓口での待ち時間が大幅に短縮される。また、利用者が、登記所に向かうことなく、登記情報にアクセスすることができ、また、自宅近くの法務局において他管轄物件の証明書の取得ができるようになるなどの行政サービスの向上に資することができる。	・平成15年度末現在において、全国の登記情報のうち、総不動産筆個数の約70.2%、総会社・法人数の約79.4%のコンピュータ化が完了した。不動産については、平成16年度末までに需要の多い都市部を中心として、全国の主要な登記所の登記情報の電子化を完了する見込みである。また、商業については、平成15年度末までに主要登記所の登記情報の電子化を完了したところである。なお、平成16年度からは、最終的な登記情報の電子化の完了を目指して、登記事務のコンピュータ化を計画的に進めることとする。	・評価結果を踏まえ、平成17年度において登記情報を電磁的記録に移行するための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:19,800,332千円) (平成16年度予算: 20,954,270千円)	事後評価 改善・見直し
外務省	危機管理体制の整備	国際社会における多数の危機管理事案の発生により、海外へ渡航・滞在する日本人の生命・身体の安全の確保と我が国の権益の保護のための体制整備はますますその必要性が高まっており、(a)本省及び在外公館における危機管理体制を整備・拡充し、また、(b)国際テロ情報分析委員会の活用を図っている。また、外交の最前線である(c)在外公館の警備体制の強化を図っている。	・現在の変動する国際社会においては、危機管理体制の整備はますます重要となってくると考えられ、引き続き施策を実施していく必要がある。	・評価結果を踏まえ、在外公館の通信・連絡体制の整備や緊急時の公館機能維持能力強化のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:16.6億円) (平成16年度予算: 15.9億円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	海外邦人の安全を図るための諸対策の実施	・国民が安全な渡航・滞在进行のための適時適切な情報の発信や官民協力の推進及び国民の安全に対する意識を向上させるための広報活動の実施、さらに国民を巻き込む海外の戦争、内乱、自然災害、テロ、感染症の蔓延等緊急事態に対応する体制の強化、海外において事件・事故に巻き込まれた国民に対する援護体制の強化を図る。	・国・外務省の事務としての邦人保護業務の重要性、邦人保護業務に対する国民の期待の高まり、海外渡航者数の増加、それに伴って海外での事件・事故の被害等に遭う日本人の増加。この現状において国民が海外で被害に遭遇しないよう、また被害を最小限に抑えるため、諸施策を継続して実施することは不可欠である。	・評価結果を踏まえ、海外邦人安全対策のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:6.6億円) (平成16年度予算: 6.2億円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	パレスチナ国家建設支援	・中東地域の経済的発展と安定及び日本の中東政策における国際的な発言力の強化	・中東地域の平和と安定は我が国の平和と繁栄にも直結する問題である点及び我が国の取組が和平当事者を始め、関係国からも高く評価されている点にかんがみ、引き続き施策を継続する必要がある。	・評価結果を踏まえ、緊急無償(含イラク復興支援、アフガニスタン復興支援、パレスチナ支援)のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:576億円) (平成16年度予算: 317億円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進
	人道・復興支援の実施(イラク)	・イラクを破綻国家、あるいはテロの温床としないためにも、テロに屈することなく、国際社会はイラクへの支援を行っていく必要がある。イラクの再建には、具体的な将来像を描き、イラク国民に将来の希望を与えることが必要。このためには、我が国を含む国際社会が結集して、イラクの復興支援に取り組むことが重要である。	・本件は、四半世紀にわたるサダム・フセイン政権の支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることも目標としており、我が国重点外交政策の中でも優先度の高い事業である。既に一定の成果を挙げつつあるとはいえ、イラク復興は緒についたばかりであり、この目的の達成のためには、今後とも、我が国を含む国際社会が継続的にイラク人の努力を支援していくことが極めて重要である。	・評価結果を踏まえ、緊急無償(含イラク復興支援、アフガニスタン復興支援、パレスチナ支援)のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求:576億円) (平成16年度予算: 317億円)	事後評価 これまでの取組を引き続き推進

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
外務省	<p>平和・復興支援の実施（アフガニスタン）</p>	<p>・日本は、平成14年1月のアフガニスタン復興支援国際会議（東京会議）において、向こう2年6か月で最大5億ドルまでの復旧・復興支援を行うことを表明した（これに加え、平成15年11月に2,000万ドルの追加支援を表明）。川口外務大臣が提案した「平和の定着」構想に基づき、これまで総額約4億7,700万ドルの復興支援を実施・決定しており、人道支援を含めると、米国同時多発テロ以降に実施・決定した対アフガニスタン支援総額は約6億ドルとなっている。（平成16年2月現在）</p>	<p>・アフガニスタンでは、20年以上も戦争が続いたため、国土が荒廃し人々は貧困に苦しんでいた上に、タリバーン政権下での抑圧的な政策等により国際社会から孤立していたが、その後新しい局面を迎え、現在平和と復興に動き出している。同国における平和と安定の実現は、中東や中央アジアの地域だけでなく、世界全体の平和と安定、さらにはテロの根絶・防止にもつながり得るところ、我が国の安全と繁栄にも不可欠であり、我が国としても、国際社会の責任ある一員として、同国の平和・復興支援を実施していくことは重要。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、緊急無償（含イラク復興支援、アフガニスタン復興支援、パレスチナ支援）のための経費を概算要求。 （平成17年度概算要求：576億円） （平成16年度予算：317億円）</p>	<p>事後評価 これまでの取組を引き続き推進</p>
	<p>人間の安全保障の推進</p>	<p>・我が国外交の重要な視点としている「人間の安全保障」は、21世紀において国際社会が進むべき方向性を示す重要な考え方。小淵内閣以来推進してきているが、平成15年5月に人間の安全保障委員会が最終報告書を公表し、その中で人間の安全保障について国際社会が取り組むべき課題についての提言を出したことを踏まえ、我が国から発信する新しい考え方としての人間の安全保障の概念普及と現場での実践を推進し、もってこの分野における我が国の国際社会における貢献を印象づけるとともに、我が国対外政策に重要な付加価値を与える。</p>	<p>・人間の安全保障の考え方は、我が国外交の重要な視点として、また我が国が提唱する21世紀における国際社会の進むべき方向性として、引き続き推進していくべきもの。特に、人間の安全保障概念がまだ国際社会において普及し切ったということではできず、国際社会における常識とはなっていないことから、概念の普及と活動と、現場における実践はこれからも力を入れていく必要がある。その際、引き続き人間の安全保障基金による現場での実践と、人間の安全保障概念の普及の双方を追求することが重要。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、評価結果を踏まえ、人間の安全保障の推進のための経費を概算要求。 ・人間の安全保障基金拠出金 （平成17年度概算要求：28.5億円） （平成16年度予算：30億円） ・草の根・人間の安全保障無償 （平成17年度概算要求：140億円） （平成16年度予算：150億円）</p>	<p>事後評価 これまでの取組を引き続き推進</p>
	<p>重層的な経済関係の強化・有効活用</p>	<p>・我が国は、WTOを中心とする多角的貿易体制の維持・強化を基本としつつ、これを補完し、更なる貿易自由化や経済活性化を進めるための重要な方策の一つとして、自由貿易協定を含む経済連携に取り組むこととしている。我が国は、世界各地でとられている自由貿易地域創設・拡大の動きも踏まえ、当面、協定の不在により我が国企業の経済的不利益が顕在化しているメキシコ、また、政治的・経済的相互依存関係が深い東アジアとの間での経済連携強化に優先的に取り組むこととしている。</p>	<p>・欧州諸国との協力、アジア大洋州地域における協力、アジア欧州間の協力の推進は、我が国がこれらの地域と政治的・経済的に深い相互依存関係を有することから今後とも高い重要性を有する。また、自由貿易協定を含む各国、地域との経済連携についても、世界各国、地域間でFTA締結に向けた活発な動きがある現在、我が国が取り残されることは、我が国の健全な対外経済関係の維持・発展に大きな打撃を与え得るものであり、早急に交渉を進めていくことは極めて重要。とりわけ、当面我が国にとっての戦略的優先性が特に高い東アジア諸国（韓国、ASEAN諸国）との協定締結交渉を進めることは緊急かつ極めて重要な課題である。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、重層的な経済関係の強化・有効活用のための経費を概算要求。 ・EPA/FTAの協力推進のための経費 （平成17年度概算要求：13.8億円） （平成16年度予算：1200万円） ・EPA/FTA締結のための経費 （平成17年度概算要求：1.8億円） （平成16年度予算：1.1億円）</p>	<p>事後評価 これまでの取組を引き続き推進</p>

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
外務省	地方開発・雇用創出農業信用計画(タイ)	・第8次国家経済社会開発5か年計画の重点目標に沿って、農業生産活動の効率化、農産物の品質向上、植林の促進、環境保全型農業の推進を行うとともに、現下の通過・金融危機に対応すべく農村部における雇用機会の提供を図る。	・タイ政府からは、本事業を実施するに当たり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされていることから貸付を取り止め。	・評価結果を踏まえ、地方開発・雇用創出農業信用計画(タイ)を中止。 (供与限度額:18,360百万円)	事後評価 評価対象事業の廃止、休止又は中止
	工業部門強化計画(タイ)	・中小企業に対し、タイ産業金融公社を通じて設備投資資金等を長期低利で融資することにより、工業部門の振興を図るとともに、雇用の創出、地域振興等を図る。	・タイ政府からは、本事業を実施するに当たり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされていることから貸付を取り止め。	・評価結果を踏まえ、工業部門強化計画(タイ)を中止。 (供与限度額:12,094百万円)	事後評価 評価対象事業の廃止、休止又は中止
	山西省王曲-山東萊陽送電線建設事業計画(中国)	・山西省東南部の長治市の王曲火力発電所から電力の需要地である山東省に電力を供給する。	・中国政府からは本事業を実施するに当たり、円借款の利用を中止したいとの意図表明がなされていることから貸付を取り止め。	・評価結果を踏まえ、山西省王曲-山東萊陽送電線建設事業計画を中止。 (供与限度額:17,629百万円)	事後評価 評価対象事業の廃止、休止又は中止
財務省	社会悪物品等の密輸阻止	・社会悪物品等を一層効果的に取締る。	・治安対策やテロ対策が重要な政策課題となる中で、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査を行うとともに、摘発能力向上のため、取締機器の拡充・高度化を図る必要がある。また、警察等関係機関との連携強化や、外国税関当局との情報交換等の推進に努める。	・評価結果を踏まえ、爆発物(テロ)対策を含む社会悪物品等の水際取締りを一層強化するための経費を概算要求(平成17年度概算要求:12,817百万円)。	事後評価 改善・見直し
	税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進	・WTO、WCO等の国際機関や、APEC、ASEM等の地域協力枠組み、FTA等の経済連携における取組等を通じ、税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進を図る。	・WCO税関データ・モデルの平成17年度実施に向け、引き続き積極的に取り組む。	・評価結果を踏まえ、WCO税関データモデル導入に必要な経費を概算要求(平成17年度概算要求:340百万円)。	事後評価 改善・見直し
文部科学省	家庭教育の支援	・子育てに関する学習機会の充実や情報の提供、相談体制の整備等の観点から家庭教育に対する支援の充実を図る。	・家庭教育手帳、ノートに関するアンケート調査で約8割以上の者が役立ったと回答、子育て講座の参加者の9割以上が「参加してよかった」と回答する等、想定どおり達成している。 ・しかしながら、なお子育てに無関心な親や孤立しがちな親などの存在が指摘されており、手の届きにくかった親を含むすべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を一層推進することが必要である。	・評価結果を踏まえ、すべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を一層推進するため、既存の事業を見直しの上、ITを活用した家庭教育支援手法の開発・普及などを行う「家庭の教育力向上に向けた総合的施策の推進」に必要な経費を概算要求(平成17年度概算要求:1,763百万円(新規))。	事後評価 改善・見直し
	キャリア教育の推進	・児童生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付け、個々の能力・適性に応じて主体的に進路を選択することができるよう、職場体験やインターンシップ(就業体験)の充実等を通じて、キャリア教育の推進を図る。	・平成15年度には公立中学校における職場体験実施状況は88.7%となるなど、職場体験やインターンシップの実施状況は、概ね順調に進捗している。 ・キャリア教育については、引き続き、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育を一層推進することが必要である。	・評価結果を踏まえ、児童生徒の勤労観、職業観の育成を図るため、既存の施策を見直しの上、各都道府県において、中学校を中心とした職場体験・インターンシップの5日間以上の連続実施や学校におけるキャリアアドバイザーの更なる活用など、地域の教育力を最大限活用し、キャリア教育の更なる推進を図るための調査研究である「キャリア教育実践プロジェクト」に係る経費を概算要求(平成17年度概算要求:730百万円)。	事後評価 改善・見直し

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
文部科学省	特色ある優れた大学教育の一層の展開	・大学教育の改善に資する種々の取組のうち特色ある優れたものを選定し、広く社会に情報提供を行うなどにより、高等教育の活性化の促進を図る。	・「特色ある大学教育支援プログラム」の実施により、各大学において積極的な教育改善の取組が行われており、概ね順調に進捗しているが、大学教育改革の進捗状況を踏まえ、時代に即したプログラムとして実施することが重要である。 ・また、国際化時代に対応し、我が国の大学が海外の大学との連携等により、国際的な教育活動を推進する取組についても、その内容を充実させていく必要がある。	・評価結果を踏まえ、「特色ある大学教育支援プログラム」及び「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の新規公募を実施するための経費を概算要求（平成17年度概算要求：7,812百万円）。 ・大学教育の一層の国際化を推進する「大学教育の国際化推進プログラム」を新たに実施するための経費を概算要求（平成17年度概算要求：3,404百万円）。	事後評価 改善・見直し
	学校安全プロジェクト	・学校独自の危機管理マニュアルの作成などすべての学校における安全管理に係る取組を進め、学校における重大な事故件数を減らす。	・平成15年度は、生涯見舞金支給件数が前年度と比較して減少するなど施策の一定の成果が上がっていると考えられるが、学校に不審者が侵入して子どもの安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶たないなどの課題が残された。 ・今後は、学校独自の危機管理マニュアルを作成するなど、より実効性の高い、各学校の実態に合った対策が継続的に行われるよう、地域との連携の一層の推進や教員の意識向上をはじめとした学校安全の施策を推進する必要がある。	・評価結果を踏まえ、各学校の安全管理について効果的・継続的な取組を促進するため、既存の事業を見直しの上、「子ども安心プロジェクト」を拡充し、新たに地域学校安全指導員の委嘱や防犯教室実践事例集の作成等を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求：1,827百万円）。	事後評価 改善・見直し
	オペラ、バレエ、演劇等の重点支援による最高水準の芸術の創造	・優れた芸術創造活動への支援を継続し、芸術創造活動を活性化させる。	・平成15年度は、直接的な牽引力となることが期待され、支援を受ける芸術団体の自主公演数の指標が向上しており、概ね順調に進捗している。 ・今後は支援目的及び支援対象事業をより明確にし、団体の総体の活動ではなく、公演ごとのプロジェクト支援である趣旨に則した活動を支援対象とするなどの見直しを行い、優れた公演に対するきめ細やかな支援の拡充を図っていく必要がある。	・評価結果を踏まえ、これまでの「芸術団体重点支援事業」を見直し、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能の分野における我が国最高水準の公演を、団体の総体の活動ではなく、公演ごとに選定し重点的に支援することとし、そのための活発な創造活動が行われる環境を醸成する「芸術創造活動重点支援事業」に必要な経費を概算要求（平成17年度概算要求：8,513百万円）。	事後評価 改善・見直し
	21世紀型革新的先端ライフサイエンス技術開発プロジェクト	・基礎研究の成果を実用化につなげていくための実施体制や支援体制を整備し、基礎研究成果の臨床応用への橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）や最先端の解析機器開発を推進するなどにより、革新的な成果を創出する。	・基礎研究成果の臨床応用への橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）や最先端の解析機器開発に向けた研究開発が着実に実施されており、本プロジェクトの趣旨である萌芽的研究の枠組みから、より集中的なプロジェクト型研究に移行すべきものも生じてきている。 ・今後は、平成16年度の中間評価の結果を踏まえ、見直し等も含めた適切な対応が必要である。	・平成16年度の科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会ライフサイエンス委員会における中間評価の結果を踏まえ、「21世紀型革新的先端ライフサイエンスプロジェクト」を16年度限りで廃止する。 (平成17年度概算要求：-) なお、個別の課題については、年度内に実施する評価の結果、継続が必要とされた課題については、より効果的に推進できるプロジェクトの一部として推進する。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止
厚生労働省	国立病院・療養所の経営基盤の安定化を図ること	・広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進する。	・国立病院・療養所の経営基盤の安定化に向けての組織的な取組は一定の効果を上げてきており、一般会計からの繰入の縮減と相まって、経営基盤の安定化を図るという施策目標はほぼ達成されている。国立病院・療養所の経営を取り巻く状況は年度によって異なるが、昨今の状況から、上記取組は、各年度の経営の安定化のための前提条件といえる。	・評価結果を踏まえ、国立病院・療養所（国立高度専門医療センター等を除く。）を独立行政法人国立病院機構へ移行する一方で、国立高度専門医療センター等は、がん、心臓病などの特定の疾患等について、採算面を重視すれば成立しない高度先駆的な医療、新たな診断・治療法の研究・開発、専門医療従事者の研修、情報発信という機能を一体的に行っていることから、その評価を経常収支率という指標を用いて行うことは困難なため、国立病院・療養所の経営基盤の安定化の施策目標を中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
厚生労働省	医療資源の集中・集約（再編成）を図ること	・広域を対象とした高度先駆的な医療や結核・難病などの専門的医療等（政策医療）を推進する。	・国立病院・療養所の再編成実施時期等を具体化した対処方策を平成13年4月に公表して以降、14年度は15施設、15年度も11施設の再編成を計画どおり実施しており、これにより医療資源の集約、集中が可能となり、政策医療の推進に繋がっていることから施策目標は達成されている。	・国立病院・療養所の独立行政法人化に伴い、再編成実施業務についても独立行政法人国立病院機構に移行したため、評価結果を踏まえ、本施策目標を中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止
	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（仮称）	・雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図る。	・本事業は、雇用機会が少ないなどの地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業の実施を委託するものである。本事業は、地域の特性と実情を熟知し、地域の各団体との連携を図りやすい市町村や経済団体等から成る協議会に委託することにより、地域の個性や自主性を活かした雇用促進が図られることとなるため必要である。	・評価結果を踏まえ、地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（仮称）を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求:6,511百万円）。	事前評価
	女性のがん緊急対策：マンモグラフィの緊急整備事業	・高齢者の健康づくり・生きがいつくりを推進するとともに、生活支援を推進する。	・本事業は、女性のがん罹患率の第一位である乳がんについて、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、マンモグラフィ（乳房エックス線検査装置）の緊急整備を図るものである。本事業は、マンモグラフィによる乳がん検診を推進することにより、視触診と比較して精度の高い検診を可能とし、乳がんの早期発見により、乳がんの罹患率及び死亡率の減少並びに医療費の効率化が見込まれる。	・評価結果を踏まえ、マンモグラフィの緊急整備事業を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求:7,875百万円）。	事前評価
	地域介護・福祉空間整備等交付金	・介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図る。	・本事業は、地域における介護・福祉サービス向上のための面的な基盤整備に関する計画を策定した地方公共団体（都道府県・市町村）のうち厚生労働大臣が定める基本方針に照らして適当と認められるものに対し、基盤整備のための交付金を交付するものである。本事業は、地方公共団体の自主性・独自性を活かした執行の弾力化を図ることで、地域の特性に応じた介護・福祉サービス基盤の整備を全国的にバランスの取れた形で推進するために必要である。	・評価結果を踏まえ、地域介護・福祉空間整備等交付金を行うための経費を概算要求（平成17年度概算要求:109,000百万円）。	事前評価
農林水産省	食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開	・脂質の熱量割合（供給熱量ベース）： 28.2% ・国民1人当たり供給熱量と摂取熱量の差： 679 kcal	・脂質の熱量割合は若い世代の摂取量が相対的に多くなっていること等から、引き続き増加傾向にあり、また、食品の廃棄や食べ残しは減少しているものの、依然目標値には及ばず、ともに低い達成度。 ・達成度が依然低位にとどまっていることから、消費者の摂食行動の変化等の要因を詳細に分析し、食料自給率の向上の観点も踏まえ、施策のあり方、展開方法、目標値のあり方について検討が必要。	評価結果を踏まえた反映の事例は、以下のとおり。 ・にっぽん食育推進事業（平成17年度概算要求：800百万円（新規））。 食生活の見直しの重要性を踏まえ、国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、判断する能力を養うため、17年度から新たに、日本版フードガイドやマスメディアを活用した情報提供等、我が国の食料消費に関する理解の増進とそれを踏まえた食生活の見直し等を通じた強力な啓発活動を実施する。 ・ゆたかさ発見食育実践対策（平成17年度概算要求：食の安全・安心確保交付金4,287百万円の内数（新規））。 食生活の見直しの重要性を踏まえ、食について専門的な見識を持つ食育推進ボランティアによる様々な活動を推進するとともに、17年度から新たに食に関する様々な体験活動や地域の特色ある農林水産物等への理解の促進等を通じた強力な啓発活動を実施する。	事後評価 改善・見直し

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
農林水産省	米麦等の生産対策	<ul style="list-style-type: none"> 米の10a当たりの生産コストの削減：126.8千円/10a（代替指標）水稲作付面積7ha以上層の作付面積シェア：14.00% 小麦の製めん評点の向上：73.4 小麦の60kg当たりの生産コスト削減：8.6千円/60kg 交付金対象大豆における契約栽培数量を増加：2万3千ト 大豆の当たりの生産コスト削減：17.0千円 	<ul style="list-style-type: none"> 生産コストについては、米は土地の流動化が進んでいないこと等から低い達成度、小麦は達成度は高いものの前年よりわずかに生産費が増加。大豆の契約栽培数量は国産の需要の高まりにより超過達成。 米については、農地利用の集積を加速する観点からも産地づくり対策の適切な運用が必要。小麦、大豆については加工適正の高い品種への作付転換を図り、団地化、農地利用の集積により、生産の効率化を図る必要。 	<p>評価結果を踏まえた反映の事例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 競争力強化生産総合対策（平成17年度概算要求：強い農業づくり交付金 64,330百万円の内数 その他 5,350百万円の内数（新規）） 担い手への農地・農作業の集積や土地利用型作物の生産性を向上させる観点から、産地の気象や立地条件等を踏まえ、稲・麦・大豆に係る先進的な省力・低コスト生産方式の確立に取り組む産地をモデル的に支援する。また、麦・大豆については、多様な実需者ニーズに即した決め細やかな品質管理などをより一層推進することにより、消費者重視・市場重視の考え方を徹底し、自立的な産地づくりを誘導する。 	事後評価 改善・見直し
	認定農業者等意欲ある農業者の育成	経営改善計画の認定数：21.4万経営体	<ul style="list-style-type: none"> 達成状況は順調であるものの、市町村で認定の仕方にバラツキがある、経営改善の取組状況が十分把握されていない等の課題。 認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づき、施策の集中を図るべき主体である認定農業者の認定の透明性確保や認定後のフォローアップの徹底等が必要。 	<p>評価結果を踏まえた反映の事例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手総合支援（平成17年度概算要求：強い農業づくり交付金 64,330百万円の内数（新規））。 認定農業者の育成、農業経営の法人化、集落営農の組織化等を支援する事業を統合・総合化し、全国、都道府県、地域の各段階において、農業団体及び地方公共団体等により設置される協議会とコーディネーターを核として、フォローアップ体制の強化による認定農業者の体質強化等の取組に対して各種支援策を重点的に総合的に実施する。 	事後評価 改善・見直し
	都市と農村の交流	<ul style="list-style-type: none"> グリーン・ツーリズム人口：1,120~1,300万人 市民農園の整備促進：168,379区画 三大都市圏の農業産出額の全国に占める割合：6.0% （代替指標）農業粗収益：319万円 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンツーリズム人口が受入側の情報発信が十分でないことなどによりここ4年同水準にとどまるなど、達成状況は不十分。 企画力や行動力のある人材や組織の育成、受入環境の整備、効果的な情報発信等の受け皿づくりが重要であり、観光立国の取組との連携や構造改革特区制度の活用等の積極的な取組が必要。 	<p>評価結果を踏まえた反映の事例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> グリーン・ツーリズムセンター機能の確立（平成17年度概算要求：93百万円（拡充）） （平成16年度予算：92百万円） インターネットにおける、ニーズにあった分類と情報を容易に検索することが可能なシステムの構築について検討し、検索システムの更なる改良を進めるとともに、情報収集の強化と登録件数の充実を図る。 グリーン・ツーリズムビジネスの育成（平成17年度概算要求：元気な地域づくり交付金 59,157百万円の内数、その他 83百万円（拡充）） （平成16年度予算：80百万円） 各地域の研修に対するニーズの把握を行い研修内容の重点化を行う。また、研修終了後の取組事例の公開及び研修終了後の参加者へのフォローアップを行い、人材バンクの活用性をより一層高める。 	事後評価 改善・見直し
	漁村地域における総合的整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> 漁業集落排水施設による処理人口比率：31%程度 地域住民等の漁村整備に対する満足度：100% 	<ul style="list-style-type: none"> 漁業集落排水施設については順調な達成となっているが、漁村整備に対する地域住民の満足度は8割にとどまっているところ。 漁村における生活環境の改善に資するよう着実な事業の推進が必要。なお、地域住民の満足度の一層の向上に向けた施設整備計画の改善が必要。 	<p>評価結果を踏まえた反映の事例は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁村再生交付金（平成17年度概算要求：3,000百万円（新規））。 漁村の健全な発展を図るため、地域の裁量権を拡大し、地域が主体となり創造力を活かした水産基盤の整備等を効率的に行う新たな仕組みを創設する。 	事後評価 改善・見直し

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
農林水産省	森林の整備	・民有林における複層林等多様な森林の造成：242千ha/4年 ・民有林における育成複層林造成（樹下植栽）：23.8千ha/4年 ・国有林における複層林等多様な森林の造成：31.2千ha/3年 ・国有林における複層林・長伐期林の整備面積：32.4千ha/3年	・民有林については、林業の採算性が更に悪化したことにより、達成度は更に低下。 ・健全な森林の整備を推進することは地球温暖化防止のためにも重要であり、木材の利用推進等と一体となった取組を推進することが必要。また、「森林整備保全事業計画」等を踏まえ、目標の見直しが必要。	評価結果を踏まえた反映の事例は、以下のとおり。 ・水土保全林整備事業（平成17年度概算要求：43,323百万円の内数(拡充)）（平成16年度予算：35,174百万円の内数） ・資源循環林整備事業（平成17年度概算要求：17,083百万円の内数(拡充)）（平成16年度予算：13,917百万円の内数） 間伐遅れの森林を集中的に解消するため、間伐団地の対象年齢や間伐木の搬出集積に係る要件の一部見直しを行うとともに、間伐率を全般的に引き上げることにより、より効率的で効果的な間伐と搬出ロットの拡大による間伐材利用を推進。	事後評価 改善・見直し
経済産業省	バイオ関連技術開発施策	・バイオテクノロジー分野の中でも、特に開発技術として重要性の高い各種技術の開発を行うことで、バイオ研究の加速化及び研究成果の一層の応用促進を図る	・生物触媒プロジェクトを実用化に重点化した上でグリーンバイオプログラムへ移行するなど、本施策の発展的解消を検討するべき。	・評価結果を踏まえ、施策を健康安心プログラム、生物機能活用型循環産業システム創造プログラムに再整理した上で、従来の事業に加え、機能性RNAプロジェクト、モデル細胞を用いた遺伝子機能等解析技術開発等を新たに実施するための経費を概算要求	事後評価 改善・見直し
	省エネルギー技術の開発促進施策	・2001年に取りまとめられた省エネルギー目標量の実現を図るため、省エネルギー技術の開発を促進する。	・4つの補助事業を統合した「エネルギー使用合理化技術戦略的開発事業」を中核と位置づけ、省エネ技術の集約化を図り、また、普及・導入施策との効率的な連携が必要である。	・評価結果を踏まえ従来の事業に加え、超高効率天然ガスエンジン・コンバインドシステム技術開発、高機能化システムディスプレイプラットフォーム技術開発等を新たに実施するための経費を概算要求	事後評価 改善・見直し
	中心市街地活性化施策	・中心市街地の商業集積としての魅力や機能性を向上させることにより、地域コミュニティの場としての中心市街地を再生する。	・過半の支援事業終了地域では、改善の兆しが見られることから、今後、事業による効果を継続させさらに大きな効果を挙げていく必要がある。また、個別事業の成果を中心市街地全体に波及させるための取組を強化する必要がある。	・評価結果を踏まえ従来の事業に加え、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業を新たに実施するための経費を概算要求。	事後評価 改善・見直し
	小川原湖総合開発事業	・「むつ小川原開発第2次基本計画」に基づき、むつ小川原工業基地における工業用水を供給すべく、国土交通省が施工する小川原湖総合開発事業に5.625m / 秒の水量を確保する。	・小川原湖総合開発事業が中止されていることから、今後補助金交付対象事業としない。	・評価結果を踏まえ、小川原湖総合開発事業を中止。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止
	金沢市工業用水道事業	・金沢テクノパークのインフラ整備の一環として、同市産業の健全な発展に資する。	・今後も需要の増加が見込まれているが、現在の需要に対しては整備済みの施設能力で対応可能であることから、本事業への工業用水道事業費補助金の交付を引き続き休止とする。	・評価結果を踏まえ、金沢市工業用水道事業を引き続き休止。	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止
	円滑な産業人材供給のための人材環境整備	・成長分野を支える人材について、人材育成プログラムの整備等の環境整備及び若年失業者等の増加傾向を転換させる。	・先端産業を支える製造現場において真に必要なとされる製造現場の中核人材の育成のため、製造現場の現状・課題・ニーズを的確に踏まえた新たな人材育成システムを構築することが欠かせない。 ・初期投資を多大に要するe-ラーニング・システムの構築を民間だけで行うのは困難なため、国が積極的に立ち上げに関わり支援していくことは重要。	・評価結果を踏まえ、従来の事業に加え、産学連携製造中核人材育成事業、草の根eラーニング・システム整備事業、地域自律・民間活用型キャリア教育プロジェクトを新たに実施するための経費を概算要求	事前評価 改善・見直し等

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
経済産業省	地球環境問題への対策の推進	・温室効果ガス削減目標の達成による地球温暖化の防止、フロン類等によるオゾン層破壊の防止に関する措置を実施するなど、地球環境問題へ対応する。	・既に世界最高水準のエネルギー効率を達成している日本において、より自主的な手法を進めることが出来るような事業支援と基盤整備を重点的に行うことが手段として適切。	・評価結果を踏まえ、従来の事業に加え、共同実施等推進基礎調査、国際エネルギー消費効率化等協力支援事業実用化開発を新たに実施するための経費を概算要求	事前評価 改善・見直し等
	省エネルギー設備・機器の導入支援	・2001年に取りまとめられた省エネルギー目標量の実現を図るため、省エネルギー対策の実現を図る。	・省エネ設備への投資インセンティブ、規制による社会コストの点から、導入促進を図る手法として、省エネ設備導入への補助、財政投融资及び利子補給、税制優遇を行うことが最も適切である。また、これを補完する観点からも、省エネルギー施策に係る広報普及活動を補助することは適切である。	・評価結果を踏まえ、従来の事業に加え、総合省エネルギー推進のための経費等を概算要求。	事前評価 改善・見直し等
国土交通省	ダム事業（直轄・公団事業）		・事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案時等の可能性の視点により評価し、継続8件が妥当との結論を得た。	・評価結果を踏まえ、平成17年度予算概算要求に反映 ・継続8件	事後評価 これまでの取り組みを引き続き推進
	ダム事業（補助事業等） [評価手続中9件]		・事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案時等の可能性の視点により評価し、継続4件が妥当との結論を得た。	・評価結果を踏まえ、平成17年度予算概算要求に反映 ・継続4件	事後評価 これまでの取り組みを引き続き推進
	空港整備事業（直轄・公団事業）		・事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果の視点に加え、事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案時等の可能性の視点により評価し、継続2件が妥当との結論を得た。	・評価結果を踏まえ、平成17年度予算概算要求に反映 ・継続2件	事後評価 これまでの取り組みを引き続き推進
	流域別下水道整備総合計画制度の改正による高度処理施設整備の促進	・三大湾、指定湖沼等の流域において、高度処理施設の整備を促進する。	・本政策は、市街地における処理場用地取得の困難性等に対処することの必要性和、流域の地方公共団体の協力による負担の均等化を図ることで大幅な費用削減効果が見込まれることから効率性・有効性がいずれも認められる。	・評価結果を踏まえ、流域別下水道整備総合計画制度の改正による高度処理施設整備の促進のための経費を概算要求。 (平成17年度概算要求：下水道事業費960,015百万円(国費)の内数)	事前評価
	都市鉄道利便増進事業の推進	・既存ストックの有効活用により、都市鉄道ネットワークの利用者利便を増進させる。	・本政策は、他事業者との接続性の不備、混雑時の速達性の低下等に対処する必要性和、既存ストックの活用により高い費用対効果、さらに関係者の利害調整により新規のプロジェクトを実現可能にすることから効率性・有効性がいずれも認められる。	・評価結果を踏まえ、都市鉄道利便増進事業の推進のための経費を概算要求(平成17年度概算要求：1,019百万円)。	事前評価
既存住宅の省エネルギー性能向上支援技術に関する研究	・京都議定書における二酸化炭素の削減目標達成に貢献するため、5,000万戸に及ぶ既存住宅のエネルギー効率診断改修を普及、促進させる上で不可欠な技術体系の整備を行う。	・本研究は、外部評価委員会から、必要性、効率性及び有効性の観点からの総合的な評価として、研究計画を一部修正の上、重点的に実施すべきものとの評価を受けた。 その指摘を踏まえて、改修事業の実効性を上げるため、住宅所有者の視点を十分に考慮するとともに、有効な政策支援(税制等)につながる研究成果を出すことを念頭に置いた研究計画となるよう、一部修正の上、研究を実施することとした。	・評価結果を踏まえ、既存住宅の省エネルギー性能向上支援技術に関する研究を行うための経費を概算要求。 研究期間 平成17年度～19年度 研究費総額 約152百万円	事前評価 改善・見直し等	

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
国土交通省	国の行政手続の電子化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国の行政手続は、手続書類等の郵送・持参等の方法により行われているため、国民等が自宅・職場にいながインターネット等を用いて手続が行えるよう環境を整備して、国民等の負担軽減を図る。 	<p>目標の達成状況に関する分析(指標の動向)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者連絡会議決定)において、原則すべての行政手続等を平成15年度までのできる限り早期にオンライン化することとされたため、国土交通省における申請・届出等手続においても、オンライン化対象手続を1,718件から2,270件に変更したが、平成15年度末までに、制度改正を検討中のものや地方公共団体との調整が必要な手続を除き2,130件の手続がオンライン化され、当該業績指標の目標値はほぼ達成した。 (施策の実施状況) ・汎用受付システムに代理申請を受け付ける機能や別送書類の管理機能、手数料の電子納付、補正や申請取下げ、電子公文書の発行等の機能追加し、申請・届出等手続のオンライン化実現に向けたシステム整備を行った。 ・手数料の電子納付等を可能にするため、行政手続オンライン化法に基づく主務省令及び関係政省令等を改正するとともに、共管手続に対応するため、全省共同の主務省令及び告示を制定した。 ・平成15年度末までに申請・届出等手続のオンライン化に向けたシステム整備、法制面での手当も行ってきたため、国土交通省における申請・届出等手続のオンライン化は、費用等の観点から非効率なものを除き100%達成した。また、オンライン化法が制定されたことにより制度としては完成しており、残りの6.2%の部分についても本年度中に達成される見込みである。 	<p>(今後の取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、残りの手続についても速やかにオンライン化を図る。 (新たな目標の設定) ・指標の目標が概ね達成されたことにより、指標を廃止する。 (主な施策の概要) 申請・届出等手続のオンライン化に向けたシステム整備 申請・届出等手続をインターネット等を利用して行うのに必要となる行政機関側のシステム整備を進め、当該手続のオンライン化を実現する。 (平成17年度概算要求:) (平成15年度予算要求:2.259百万) 	事後評価 評価対象政策の廃止、休止又は中止
環境省	地球温暖化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年から2012年の温室効果ガスを基準年(1990年、代替フロン等3ガスについては1995年)比6%削減(京都議定書の削減約束)する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府として、大綱における現行対策・施策の実効性を高めると同時に、追加対策・施策を導入することにより京都議定書の6%削減約束の達成を確実なものとしていくことが必要であり、環境省としても、中央環境審議会での審議の結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(平成17年度概算要求:3,300百万円(新規))。 ・再生可能エネルギー高度導入地域整備事業(平成17年度概算要求:1,000百万円(新規))。 ・主体間連携モデル事業(平成17年度概算要求600百万円(新規))。 京都議定書の6%削減約束の達成を確実なものとするため、大綱の評価・見直しを踏まえ、上記の対策・施策の導入を図ることとした。 	事後評価 改善・見直し
	固定発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し人の健康を保護する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準の達成状況からみて、国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行等の取組、及び事業者の自主的な取組は有効に機能。 ・環境基準達成率が低い浮遊粒子状物質・光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)について、工場等の固定発生源からの規制措置等が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・揮発性有機化合物(VOC)対策費(平成17年度概算要求:310百万円(新規))。 平成16年5月に一部改正された大気汚染防止法に基づき、揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制を効果的に進めるため、既存の事業を見直しの上、揮発性有機化合物(VOC)対策について新たに取り組むこととした。 	事後評価 改善・見直し

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
環境省	閉鎖性水域における水環境の保全	・発生負荷削減等により、閉鎖性水域の水質、底質、底生生物等の保全・改善を図る。	・閉鎖性海域については、水質総量規制の実施により着実に発生負荷量が削減されているが、CODに係る環境基準達成率は高い水準にあるとは言えず、一層の汚濁負荷の削減が課題。 ・指定湖沼については、生活廃水処理率が着実に向上する等の成果が見られているが、水質については横ばいの傾向が続いており、より効果的な施策の検討が課題。	・湖沼流入負荷削減対策推進費 (平成17年度概算要求：35百万円) (平成16年度予算：23百万円) ・いきづく湖沼ふれあいモデル事業 (平成17年度概算要求：93百万円(新規)) 閉鎖性水域を中心とした健全な水環境の確保に向け、健全な生態系の再生と環境教育にも資するモデル事業を住民参加を得て実施するなど、湖沼環境保全対策を制度の見直しも視野に入れながら推進することとした。	事後評価 改善・見直し
	廃棄物の不法投棄の防止等	・廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。	・法制定・法改正、対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展。 ・不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。 ・このため、国の役割の強化、不法投棄等を目的とする運搬や硫酸ピッチの不適正保管に対する罰則強化、優良業者の育成、支障の除去等への効果的な支援、廃棄物の適正な輸出入の確保に向けた体制の整備等が課題。	・産業廃棄物不適正処理監視等対策強化費 (平成17年度概算要求：212百万円(新規)) ・産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 (平成17年度概算要求：4,420百万円) (平成16年度予算：3,170百万円(拡充)) ・不法投棄事案対応支援事業 (平成17年度概算要求：59百万円) (平成16年度予算：28百万円(拡充)) 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処分等の未然防止・拡大防止の一層の推進のため、政策の重点化等を図りつつ、新たに、国による監視体制の強化や不適正処分事案に係る効率的・効果的な支障除去等工夫調査に取り組むとともに、産廃特措法に基づき都道府県等が行政執行として行う支障除去等事業支援のための基金制度及び地方自治体の現場対応や原因者責任追及等の対策の強化について拡充を図ることとした。 ・アジア資源循環推進構想事業 (平成17年度概算要求：200百万円) (平成16年度予算：14百万円(拡充)) アジア地域における適正な資源循環を確保するためのネットワーク構築や、廃棄物の不法輸出入の水際防止対策について引き続き強化・推進を図ることとした。	事後評価 改善・見直し
	環境リスクの評価	・化学物質による環境汚染の実態把握や内分泌かく乱作用が疑われている化学物質についての有害性評価等を行い、体系的な環境リスク評価を推進する。	・化学物質による環境汚染の実態調査の実施、内分泌かく乱作用が疑われている物質についての有害性評価や環境リスク初期評価を計画的に推進し、着実な成果。 ・内分泌かく乱化学物質のスクリーニング・試験法の開発について一定の成果。 ・環境リスク評価の成果は、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用。 ・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、更なる取組の推進が課題。	・化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費 (平成17年度概算要求：952百万円) (平成16年度予算：622百万円) ・小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査 (平成17年度概算要求：63百万円) (平成16年度予算：25百万円) 既存の事業を見直しの上、化学物質による環境リスクの低減とリスクコミュニケーションの推進に向け、総合的な化学物質対策を充実・強化することとした。具体的には、既存化学物質の環境残留調査(黒本調査)や安全性点検調査の充実、試験困難物質の試験・評価手法の確立、情報の整備、小児等を対象とした有害性評価及び曝露モデルの構築等を図ることとした。	事後評価 改善・見直し

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の予算要求への反映内容	分類
環境省	環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国民、事業者、民間団体など各主体の環境への関心や理解を含め、環境に配慮した行動を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省と連携した環境教育・環境学習の事業の実施、こどもエコクラブの会員数・環境カウンセラーの登録数の増加等、本施策の目標達成に向けて着実に進展。 ・環境カウンセラーに関する情報提供の充実、環境教育推進法の円滑な施行、こどもエコクラブや身近な生活を対象にした環境教育の実施等が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・我が家の環境大臣事業（平成17年度概算要求：200百万円（新規））。 ・評価結果を踏まえ、家庭での環境教育、環境保全活動への推進を図るため、政策の重点化を図りつつ、インターネットを活用したプログラム作成、地域における環境保全活動を実施するための施策に新たに取り組むこととした。 	事後評価 改善・見直し

(2) 機構・定員要求に反映したもの

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
内閣府	栄転制度の適切な運用	・社会経済情勢の変化に対応した栄典制度にするため、栄典制度の改革を行い、その適切な運用を図る。	・「栄典制度の改革について」（平成14年8月閣議決定）に沿って、旭日章及び瑞宝章に関する運用を改める等の改革を実施することにより、「栄典制度の在り方に関する懇談会」報告書の趣旨が実現された。	・政策評価結果を踏まえ、著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする危険業務従事者叙勲について、新たな分野からの受章者の発掘などの課題に対応し、また春秋叙勲とは異なる異なる独自性を更に出し、新制度の有効性を高めるための独立した担当を設け一元的に処理する必要があることから定員を要求（増員要求：2人）。	事後評価 定員要求に反映
公正取引委員会	平成15年度における独占禁止法違反行為に対する措置	・独占禁止法に違反するカルテル、入札談合、不公正な取引方法等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持、促進する。	・競争政策の重要性が高まっている中、独占禁止法違反行為を積極的かつ迅速に排除し、公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、依然として審査部門のマンパワーは十分とは言えないこともあり、処理期間の短縮、申告情報の事件処理化の促進といった点が課題として残されていると考えられることから公正取引委員会の審査部門全体にわたる体制の整備を今後も引き続き検討していくことが必要。	・評価結果を踏まえ、独占禁止法違反行為に係る機構・定員を要求（機構要求：特別調査部（仮称）及び特別審査長、増員要求：38人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	平成15年度における景品表示法違反行為に対する措置	・景品表示法に違反する不当表示・過大景品付販売に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、一般消費者の利益を保護し、公正かつ自由な競争を維持、促進する。	・改正景品表示法の活用により、事件処理の迅速化が期待されるが、事件の処理を迅速かつ的確に行うためには、公正取引委員会の景品表示法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備を検討していくことが必要。	・評価結果を踏まえ、景品表示監視に係る機構・定員を要求（機構要求：上席景品表示監視官、増員要求：3人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	平成15年度における下請法違反行為に対する措置	・下請法に違反する親事業者による下請代金の支払遅延、減額等に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持、促進する。	・下請法の改正による規制対象範囲の拡大に伴い、下請法違反事件調査部門全体にわたる体制の整備が必要。	・評価結果を踏まえ、下請法違反事件に係る定員を要求（増員要求：5人）。	事後評価 定員要求に反映
	平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続	・独占禁止法違反に対する行政処分である審決を行うに当たって当該行政処分の名あて人の利益が不当に損なわれないよう、当該行政処分の手続の適正を確保することにより、公正かつ自由な競争を促進する。	・審判事件の件数の増大に伴って、現状においても審判官の負担が大きくなっている。審判事件が引き続き増加することが想定されるところ、審判官の員数について今後検討を要する。 ・争点が複雑な事案においては、審査官・被審人において主張・立証の準備に日数を要し、審判期日の間隔が長くなっているものもある。	・評価結果を踏まえ、審判対応に係る機構・定員を要求（機構要求：審判官及び上席審査専門官、増員要求：4人）。	事後評価 機構・定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
防衛庁	シミュレーション統合技術の研究	・将来の各種装備システムの研究開発の方向性を検討するため、構想段階において、対象とする装備システムの評価を可能とするシミュレーション統合システムに関する技術資料を得る。	・本事業は、陸海空の各種装備品のシステムを組み合わせ、脅威を想定した場面において、模擬を行うことを可能とするシミュレーション統合システムの研究を行うものである。本事業は、各装備品のセンサ、通信システム等をモデル化してシミュレートする技術の資料を得るものであり、将来の開発に向け、研究開発着手の前段階で開発の方向性を得られることから、コスト低減、開発リスクの低減等に有効な技術に資するものと評価。	・評価結果を踏まえ、シミュレーション統合技術の研究に係る機構を要求（機構要求：技術開発官（統合先進技術担当）付調整官及び総括班）。	事前評価 機構要求に反映
	艦載型対空レーダ及び戦闘指揮システム主要構成要素の研究	・長射程化、高速化及び多様化する将来の経空脅威に有効に対処するために必要な、遠距離における同時多目標対処能力の向上を図るため、艦艇のレーダの探知能力向上及び戦闘指揮システムの情報処理能力向上等に関する技術資料を得る。	・本事業は、長射程化、高速化、多様化する将来の空からの脅威に有効に対処するために必要な、遠距離における多目標同時対処能力の向上を図るため、艦艇のレーダ及び戦闘指揮システムに関する研究を行うものである。本事業は、艦艇のレーダの目標探知能力の向上及び戦闘指揮システムの情報処理能力の向上に必要な要素技術（レーダの高効率・高出力化送受信モジュール技術等）に関する技術資料が得られることにより、将来の艦艇のレーダ及び戦闘指揮システムに関する研究開発に資するものと評価。	・評価結果を踏まえ、艦載型対空レーダ及び戦闘指揮システム主要構成要素の研究に係る機構・定員を要求（機構要求：技術開発官（誘導武器担当）付海上配備型誘導武器システム研究室、増員要求：4人）	事前評価 機構・定員要求に反映
	NBC偵察車	・核・生物・化学（NBC）武器に対しては、その被害を局限し作戦・戦闘全般への影響を最小限にする必要があり、そのためには早期に汚染地域等の状況を解明し、適切な防護等の処置を講ずる必要がある。このことから、広域にわたる有毒化学剤、生物剤及び放射能汚染地域の状況を迅速に偵察（検知、識別等）し、じ後の部隊運用等に必要な情報を収集するためのNBC偵察車を開発する。	・本事業は、化学防護車及び生物偵察車の後継として化学防護隊（小隊）等に装備し、広域にわたる有毒化学剤、生物剤及び放射能汚染地域の状況を迅速に偵察し、じ後の部隊運用等に必要となる汚染物質の種類等の情報を収集するために運用されるNBC偵察車を開発するものである。本事業は、現行のNC対処とB対処を一本化することによる運用性の向上等により、広域にわたる有毒化学剤、生物剤及び放射能汚染地域の状況を迅速に偵察し、必要な情報の収集を行うことが可能になり、NBC武器への有効な対処に資するものと評価。	・評価結果を踏まえ、NBC偵察車開発に係る定員を要求（増員要求：1人）	事前評価 定員要求に反映
	次世代近接戦闘情報共有技術の研究	・ゲリラ・コマンドゥ攻撃などの攻撃に有効に対応するため、機動性の高い情報通信網を構築し、刻々と変化する戦況に対し、隊員間で画像情報を含む多様な作戦情報を迅速かつ的確に伝送し、欠落なく交換する次世代近接戦闘情報共有技術に関する技術資料を得る。	・本事業は、ゲリラ・コマンドゥ攻撃等による市街地等の建物内部の戦闘において、機動性の高い情報通信網を構築し、隊員が画像を含む情報を迅速、的確に伝送し、欠落なく情報交換が可能となる次世代近接戦闘情報共有技術に関する研究を行うものである。本事業は、個々の隊員間における情報共有を可能とし、携行性に優れ隊員の行動を阻害しない通信網・通信器材の開発に資する無線通信技術を得ることができると評価。	・評価結果を踏まえ、次世代近接戦闘情報共有技術の研究に係る定員を要求（増員要求：1人）	事前評価 定員要求に反映
金融庁	リスクに対応した実効性のある検査の実施	・金融機関のリスク管理態勢が確立されていること。	・政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行うことが必要。 ・今後、検査マニュアルの下での検査の定着、金融機関を取り巻く環境への的確な対応等を考慮し、各金融機関のリスク特性等に応じてメリハリをつけた検査や特定のリスクに焦点を当てた検査など、より重点的かつ機動的な検査を実施することが必要。	・評価結果を踏まえ、検査体制の充実・強化、地域銀行・信託業に対する検査体制の充実・強化等に係る機構・定員を要求（機構要求：統括検査官、増員要求：31人）。	事後評価 機構・定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
金融庁	新しい公的資金制度の必要性などの検討（必要な場合は法的措置）	・金融機能の安定に支障が生じる事態が顕現化せず、安定が維持され、金融機関破綻時においても混乱なく円滑な処理が図られること。	・現時点では成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けた制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組（法律の適切な運用を図る等）を行うことが必要。 ・今後、株式等の引受け等に関する申込みがあった場合は、法令に基づき適正に審査し、提出された経営強化計画の公表及び計画の履行状況の定期的な公表を行うなど適切な運用を図っていくことが必要。このため、平成17年度において、所要の政府保証枠の要求を行うことが必要。また、適切な運用を確保していくための機構定員要求を行うことが必要。	・評価結果を踏まえ、金融機能強化のための体制整備に係る定員を要求（増員要求：6人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	国際的な金融監督基準のルール策定等への貢献	・国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること等。	・政策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組（各フォーラム等での議論に積極的に参画して、国際的な金融システム安定のためのルールを策定する）を進めていくことが必要。	・評価結果を踏まえ、国際調整機能の充実・強化に係る機構・定員を要求（機構要求：審議官等、増員要求：4人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどに係る情報の提供	・国民が各種金融サービスの特性や利用者保護の仕組みなどについて理解していること。	・政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行うことが必要。 ・平成17年度においては、金融知識の普及・推進に資する体制整備のための機構・定員要求を行うほか、金融経済教育を推進していくためのシンポジウム開催等に係る予算の要求を行うことが必要。 ・金融サービス利用者からの質問、相談、苦情等については、一元的な窓口が設けられておらず、相談等の記録も必ずしも体系的に蓄積されていないことから、利用者の利便の向上や、寄せられた情報の金融行政への有効活用を図るため、相談等に対応するとともに、寄せられた情報の記録・保管・回付等を行う体制を整備することが必要。	・評価結果を踏まえ、金融サービス利用者からの質問、相談、苦情等について、利用者の利便の向上や、寄せられた情報の金融行政への有効活用を図るため、相談等に対応するとともに、寄せられた情報の記録・保管・回付等を行う体制を整備に係る機構・定員を要求（機構要求：金融サービス利用者相談室（仮称）、増員要求：6人）。 ・金融知識の普及促進に係る定員を要求（増員要求：1人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	証券市場に対する監視機能の強化	・証券市場において取引の公正が確保されていること。	・現時点では、成果の発現は予定されていないが、政策の達成に向けて制度構築等が行われており、引き続きこれまでの取組（政令、内閣府令の改正等の作業など）を進めていくことが必要。 ・「証券取引法等の一部を改正する法律」の成立を踏まえ、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）及び新制度の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行うことが必要。また、平成17年度において、市場監視機能・体制の強化のための体制整備（審判官、審判手続担当部局及び調査・訴追担当部局）のための予算・機構定員要求を行うことが必要。	・評価結果を踏まえ、審判官制度の導入に伴う体制整備、課徴金制度の導入に伴う調査体制の整備に係る機構・定員を要求（機構要求：審判手続室等、増員要求：68人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
総務省	国の行政組織等の減量・効率化	・社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な行政体制を実現する（機構・定員について、メリハリのあるスリムな機構や定員を実現）。	・中央省庁等改革時に創設された独立行政法人制度について、制度の趣旨を踏まえ、各法人ができるだけスリムで効率的な姿となるよう、共通の制度の企画及び立案を行う必要あり。	・評価結果を踏まえ、独立行政法人等の財務・会計制度に関する企画・立案、調整及び情報分析体制の充実に係る機構・定員を要求（機構要求：企画官、増員要求：1人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	政策評価制度の推進	・政策評価制度の円滑かつ効果的・効率的な実施を図るとともに政策評価の取組を促進し、政策評価の質の向上を図る。	・規制影響分析の実施の推進等、政策の企画立案や予算の作成において政策評価結果が適切に反映・活用される仕組み作りに向け、引き続き関係方面と連携した取組が必要。	・評価結果を踏まえ、政策評価制度に関する新たな取組（規制影響分析・予算制度改革における政策評価の活用の推進等）に係る機構・定員を要求（機構要求：政策評価企画官、増員要求：1人）。	事後評価 機構・定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
総務省	地上放送のデジタル化の推進	・地上放送のデジタル化への円滑な移行を推進し、デジタルテレビジョン放送の早期の普及を図ることにより、国民が高精細度放送を中心とするデジタル技術の特性を生かしたサービスを楽しむ。	・デジタル化に係る推進体制の整備など、より一層の取組が課題。	・評価結果を踏まえ、デジタル化に向けた取組をより確実なものとするための機構・定員を要求（機構要求：企画官、増員要求：12人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	情報通信利用の適正化、情報セキュリティ対策及び電気通信機器の安全・信頼性の向上	・国民が安心して情報通信ネットワークを利用できる環境を整備する。	・引き続き特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正な執行に努めるとともに、迷惑メールの改善に向けた一層の取組及びそのための体制の強化が必要。	・評価結果を踏まえ、電気通信事業分野における個人情報保護施策の強化及び迷惑メール対策の国際連携の推進等に係る機構・定員を要求（機構要求：企画官、増員要求2人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	消防の対応力（防災力）の強化	・火災による被害の軽減及び大規模災害等による被害を軽減する。	・消防庁として、本年4月から緊急消防援助隊の全国的な運用調整を行う責務が生じるとともに、国民保護法制の制定に伴い警報伝達や避難指示など法制運用上の基幹的役割を果たすこととなったが、他の災害等担当省庁と比較して著しく小規模であるため、引き続き消防庁の組織体制の拡充を図り、国（消防庁）の対応力の強化が必要。	・評価結果を踏まえ、大規模災害時には、官邸や現地派遣等で幹部の数が不足することから、緊急時における責任ある幹部体制の確立に係る機構を要求（機構要求：消防救急部（仮称）及び防災・国民保護部（仮称））。 ・評価結果を踏まえ、緊急事態に迅速的確に対応し、緊急消防援助隊の確実な運用を行うとともに国民保護やテロ対策の確実な推進に係る定員を要求（増員要求：15人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
法務省	「破壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく公共の安全の確保に寄与するための業務の実施	・内外情勢に関する情報を政府機関に提供することにより公共の安全の確保に寄与する。	・国際テロや北朝鮮問題などに関して収集・分析した情報については、関係機関に迅速・適時に提報し、提報先から一定の評価を得た。しかし、これらの問題については、把握・解明すべき課題は多数あり、公安調査庁として、我が国の治安の維持と安全の確保のために、より一層の貢献を果たすためには、調査力を質的にも量的にも、一段と充実強化する必要がある。	・評価結果を踏まえ、国際テロ調査体制の強化に係る機構・定員を要求（増員要求：40人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	好ましくない外国人の排除	・我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるため、好ましくない外国人を排除する。	・総合的な不法就労外国人対策を行った結果、本邦における不法残留者数は減少傾向を維持していることから、効果的な不法滞在者対策を実施することができたものと考え。また、偽変造文書鑑識機器を十分に活用した結果、平成15年中に出入国審査時に発見した偽変造文書発見件数は、前年より大幅に増加しており、新たな入管法違反者の入国阻止に効果があったものと考え。しかしながら、不法残留者数は依然として高水準にあるほか、これら不法に滞在する外国人による犯罪の増加傾向が顕著であり、我が国社会の安全を求める国民の期待に応えるためにも、これら外国人を確実に排除する必要がある。	・評価結果を踏まえ、退去強制手続業務の強化に係る機構・定員を要求（機構要求：首席入国警備官等、増員要求：98人）。	事後評価 機構・定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
法務省	検察広報の積極的推進	・ 検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める。	・ 本施策につき、検察庁において、移動教室、出前教室、刑事裁判傍聴等を中心に様々な検察広報活動が、小学生から一般に至る幅広い層に約470回実施され、参加人数も16,500人以上と多数であった。また、各種広報活動の対象者範囲を拡大するとともに、一層の積極的広報の推進に関する方針の周知・徹底を図り、より一層の積極的な広報活動が行われた。さらには、検察庁ホームページの継続的運用や検察広報官の増設などにより、より効率的で効果的な検察広報活動が行われた。 以上のことから、基本目標及び達成目標はおおむね達成したと評価できる。 今後も幅広い層の国民に対して各種広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁において積極的に広報活動を展開していくことで、より効果的な検察広報活動の在り方を検討しながら「検察に対する国民の理解を深め、国民の信頼を高める」ために努力していく方針である。	・ 評価結果を踏まえ、検察広報の積極的推進に係る機構要求（機構要求：検察広報官4人）。	事後評価 機構要求に反映
	外国人の円滑な受入れ	・ 我が国の国際協調と国際交流を促進し、我が国社会の健全な発展を目指す。	・ 外国人労働者や、研修生、技術実習生の受入れについては、今後も、我が国における受入れ環境その他内外の状況を十分に見極め、不法滞在等の防止に留意しつつ、社会のニーズ等に応える外国人の円滑かつ適正な受入れを図るための施策を実施していく必要がある。 ・ 留学生の受入れについては、今後も留学生等の受入れ促進のための諸施策を他の行政分野を担当する機関とも協力の上で実施していくことに加え、各種制度等を通じた一層幅広く円滑な交流を支援していくこととする。他方、留学生の不法残留者の厳格な審査を実施していく必要があるほか、留学生等の受入れ後の在籍管理の在り方についての改善と教育環境の整備等について、引き続き教育機関を指導していく必要がある。	・ 評価結果を踏まえ、出入国審査業務の充実・強化に係る定員を要求（増員要求：64人）。 ・ 在留資格審査業務の充実・強化に係る定員を要求（増員要求：6人）。	事後評価 定員要求に反映
	国の利害に関係のある争訟の処理	・ 訟務部門が処理する本訴事件を適正・迅速に処理することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。	・ 訟務組織が処理する本案訴訟で平成15年度中に地方裁判所で言渡しのあった第1審判決1,095のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は785で、その率は71.7%であった。事件の性質や相手方の訴訟対応等により審理の長期化を余儀なくされるという外部要因もあり、結果として約3割については2年を超えることとなった。	・ 評価結果を踏まえ、改正行政事件訴訟法の施行による事件及び事務の増加に迅速かつ適正な対応に係る定員を要求（増員要求：20人）。	事後評価 定員要求に反映
外務省	危機管理体制の整備	・ 国際社会における多数の危機管理事案の発生により、海外へ渡航・滞在する日本人の生命・身体の安全の確保と我が国の権益の保護を図る。	・ 現在の変動する国際社会においては、危機管理体制の整備はますます重要となってくると考えられ、引き続き施策を実施していく必要がある。	・ 評価結果を踏まえ、本省及び在外公館における危機管理体制の整備・拡充、また、在外公館警備指導関係事務等の強化に係る機構・定員を要求（機構要求：大臣官房総務課危機管理調整室、増員要求、6人）。	事後評価 機構・定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
外務省	政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施	・我が国の安全保障の確保やテロその他の犯罪や大量破壊兵器等の拡散等の国際社会の不安定要因の除去に資する国際約束等の締結・実施を図る。	・我が国の安全保障の確保及びテロその他の犯罪や大量破壊兵器の拡散等の防止のための国際法上の枠組みの整備は、テロや大量破壊兵器拡散の脅威に直面する我が国自身にとって緊急の課題である。国際社会全体を見ても、この分野で新たな国際条約作成の動きが活発であり、こうした国際約束の作成交渉に当たってはより一層我が国の利害を反映させるとともに、未だ締結していないものの締結を鋭意進めていく必要がある。	・評価結果を踏まえ、政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施に係る機構・定員を要求（機構要求条約課条約交渉官、増員要求：1人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	効率的な外交を更に推進するための在外公館を中心とした業務の見直し	・在外公館は、我が国がきめ細かな外交を推進する上でその役割がますます高まっており、各在外公館が十分にその任務を果たせる環境を整備する。さらに、世界各国で活躍する我が国国民の生命・身体・権益等を確保することも外務省の重要な役割であり、年々増加している海外渡航者や在留邦人の様々な要望にきめ細かく対応するために、在外公館による更なる効果的な行政サービスの提供を図る。	・在外公館の重要性はますます大きくなっていくと考えられ、また、領事サービスへの需要は高まっていくと考えられるため、今後も施策を継続していくことが適当である。	・評価結果を踏まえ、大使館等に係る機構・定員を要求。主な例は以下のとおり。 ・在スロベニア日本国大使館新設に係る機構・定員を要求（機構要求：大使館、増員要求：5人）。 ・在デンパサール（インドネシア）日本国総領事館の新設・出張駐在官事務所の廃止に係る機構・定員を要求（機構要求：総領事館の新設及び出張駐在官事務所の廃止、増員要求：2人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供	・近年の不確実性や多様なリスクが増大する国際情勢の中で、的確な情報収集の成果を政策決定ラインに適時に提供することにより、日本の平和と繁栄、国民の生命・安全・利益を確保する外交政策の立案・実施に寄与する。	・現在のイラク情勢、テロ問題、北朝鮮核開発問題等、我が国の安全に重要な影響を及ぼす国際状況に適切かつ迅速に対応するためには、今後も当該施策を継続し、より一層強化するため、一定の改善も必要である。	・評価結果を踏まえ、的確な情報収集及び情報の政策決定ラインへの提供に係る機構を要求（機構要求：国際情報官（第一）及び企画官（情報収集衛星担当））	事後評価 機構要求に反映
	人道・復興支援の実施（イラク）	・イラクを破綻国家、あるいはテロの温床としないためにも、テロに屈することなく、国際社会はイラクへの支援を行っていく必要がある。イラクの再建には、具体的な将来像を描き、イラク国民に将来の希望を与えることが必要。このためには、我が国を含む国際社会が集結して、イラクの復興支援に取り組むことが重要である。	・本件は、四半世紀にわたるサダム・フセイン政権の支配により疲弊したイラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主国家として再建されることも目標としており、我が国重点外交政策の中でも優先度の高い事業である。既に一定の成果を挙げつつあるとはいえ、イラク復興は緒についたばかりであり、この目的の達成のためには、今後とも、我が国を含む国際社会が継続的にイラク人の努力を支援していくことが極めて重要である。	・評価結果を踏まえ、イラクへの人道・復興支援に係る定員を要求（増員要求：6人）。	事後評価 定員要求に反映
財務省	税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進	・WTO、WCO等の国際機関や、APEC、ASEM等の地域協力枠組み、FTA等の経済連携における取組等を通じ、税関分野における手続等の国際的調和と技術協力の推進を図る。	・原産地規則調和作業において残されている検討事項については、各国の関心が高いものであり、意見の集約がこれまでよりも難しいと考えられることから、我が国としては各国と意見調整をより一層図りつつこれに参画していく必要がある。 ・FTA等の経済連携については、メキシコとの早期の協力締結を目指す。また、平成17年以内に韓国との実質的交渉を終えることを目標とし、さらに、マレーシア、タイ、フィリピン、そしてASEAN全体との経済連携協議・交渉に引き続き積極的に貢献していく。	・評価結果を踏まえ、原産地規則及び自由貿易協定事務体制の強化に係る機構・定員を要求（機構要求：原産地規則専門官等、増員要求：3人）。 ・評価結果を踏まえ、FTAの実施に伴う通関体制等の整備に係る定員を要求（増員要求：21人）。	事後評価 機構・定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
財務省	社会悪物品等の密輸阻止	・社会悪物品等を一層効果的に取締る。	・治安対策やテロ対策が重要な政策課題となる中で、ハイリスク貨物に対する重点的な審査・検査を行うとともに、摘発能力向上のため、取締機器の拡充・高度化を図る必要がある。また、警察等関係機関との連携強化や、外国税関当局との情報交換等の推進に努める。	・評価結果を踏まえ、テロ対策・密輸取締強化及び知的財産権侵害物品の水際取締強化に係る定員を要求（増員要求：187人）。	事後評価 定員要求に反映
文部科学省	教員の資質向上の推進	・教員の資質向上に関しては、教員の養成・採用・研修段階を通じた教育委員会と大学との連携推進が重要であることから、各都道府県・指定都市教育委員会の8割が、教員研修の改善を目的とした大学との連携の取組を行うことを目指すとともに、中核市においてもこれらの取組が促進されることを目指す。	・平成15年度には、大学での教員研修（現職研修）段階における連携の取組を行っている教育委員会は、全体の53.8%となる等、教員の資質向上施策は概ね順調に進捗している。 ・昨今は教員養成段階においても大学と教育委員会との連携を推進していくことが求められているため、今後は、教員養成、研修の双方において教育委員会と大学との連携を促していく必要がある。	・評価結果を踏まえ、教員養成制度の改革についての企画・立案、大学や教育委員会、関係団体等との連絡調整、教員免許関係事務に関する調査、指導、助言等に係る機構・定員を要求（機構要求：教員養成制度企画官、増員要求：2人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	留学生交流の推進	・平成16年度までに10万人の留学生を我が国に受け入れる。	・平成15年度には、我が国における留学生数が109,508人となり、当初目標とした10万人の留学生受け入れを、目標どおり達成している。 ・近年の留学生の急増に大学等受け入れ体制が対応できておらず、留学生の質への懸念が増し、不法就労などの問題も表面化していることなどから今後、留学生の受け入れ、派遣の両面で一層の交流の推進を図るとともに、留学生の質を確保することが必要である。	・評価結果を踏まえ、これまでの受け入れ留学生数の増加に伴い、各大学等において留学生の特性に配慮した対応が十分になされていないことが懸念され、外国人学生の入学者選抜・教育研究指導の充実・在籍管理の在り方に関する施策の企画・立案等に係る定員を要求（増員要求：1人）。	事後評価 定員要求に反映
	安全・安心な社会の構築に資する科学技術政策の推進	・豊かで安心・安全で快適な社会を実現するために、社会の抱えているリスクを軽減する研究開発や国民の利便性を向上させ、質の高い生活を実現するための研究開発を推進する。	・地震調査研究・防災科学技術に関する研究開発等の順調な取組等により、安心・安全で快適な社会の実現を目指した取組について、一定の成果が上がっている。 ・近年のテロの頻発、新興感染症の流行等の社会の安全・安心を脅かす危険や脅威の顕在化による国民の不安に応える必要がある。そのため、関係各府省庁や諸機関と連携して大学・研究機関が研究開発を行う枠組みを構築するなど、安心・安全に係る科学技術の基本的な政策の企画・立案・推進体制を強化していく必要がある。	・評価結果を踏まえ、大学、研究機関、民間企業が安全・安心の確保に関連する公的機関と連携し、研究開発を進めていくための基本的な政策の企画・立案・推進等に係る機構・定員を要求（機構要求：安全・安心科学技術企画官、増員要求：1人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
	原子力分野の研究・開発・利用の推進	・損なわれた国民の信頼を回復し、原子力を社会が受容できるよう安全に制御、管理する技術と社会的制度を確立しながら、長期的なエネルギーの安定供給、原子力を利用する先端科学技術の発展、国民生活の質の向上に向けて、原子力の多様な可能性を最大限引き出す研究開発を行う。	・原子力は、供給安定性、地球環境保全に優れたエネルギー源であるとともに、知的フロンティアの開拓と新産業の創出等に貢献し、また、国民の生活の向上に資するものであり、その研究開発について、核物質防護体制の一層の充実等安全確保を大前提として、国民に分かりやすい形で情報が提供されるよう情報公開を行うとともに、国民との対話を重視するなど説明責任を果たしながら国民の理解を得つつ推進することが必要である。	・評価結果を踏まえ、原子炉施設・核燃料物質使用施設における核物質防護検査の実施・分析に係る定員を要求（増員要求：2人）。	事後評価 定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
文部科学省	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	・ナノテクノロジーに関して、我が国における産学官の英知を結集した戦略的な取組を行うとともに、物質・材料に関して、重点的に投資を行うことにより、総合的かつ戦略的な研究開発を進め、世界に先駆け技術革新を先導する。	・ナノテクノロジーの研究開発の急速な進展に伴い、幅広い応用可能性を有した新たな先端融合領域における取組が一層重要となってきており、特に光・光子科学技術などの先端融合領域における研究開発を戦略的に行う必要がある。 ・ナノテクノロジーを中心とする光・光子科学技術などの先端融合領域における研究開発を推進するため、最終的な出口である製品・サービスをはっきりと見据えた具体的なターゲットを設定し、将来の実用化を目指し、実用化への明確なビジョンと基礎研究からのシーズを組み合わせ、産学連携の研究を戦略的に推進することが必要である。	・評価結果を踏まえ、光・光子科学技術等、既存の重点分野の枠組みを超えた融合領域の探索及び企画・立案等に係る機構・定員を要求（機構要求：融合領域研究推進企画官、増員要求：2人）。	事後評価 機構・定員要求に反映
厚生労働省	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること	・妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進する。	・地域住民に身近な保健サービスを提供する市町村保健センター等の保健活動の基盤整備、地域保健従事者の人材の確保及び資質の向上が図られている。また、健康危機管理手引書を作成した自治体が増加していることから、地域における健康危機管理体制の整備も推進されている。	・評価結果を踏まえ、地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保に係る機構・定員を要求（機構要求：地域連携室（仮称））。	事後評価 機構・定員要求に反映
	医療従事者の資質の向上を図ること	・必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図る。	・各種講習会の実施、各種研修の実施、臨床研修の補助等、現在講じている施策により、医療従事者の資質の向上が図られ、施策目標の達成に向けて進展があった。しかし、医療技術の進歩等に伴い、今後とも臨床研修や講習会の実施等により、医療従事者の質の向上を図る必要がある。	・評価結果を踏まえ、医療従事者の資質の向上に係る定員を要求。	事後評価 定員要求に反映
	食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じ、食品の安全性の確保を図ること	・食品の安全性を確保する。	・食品の安全性を確保する観点から、既存添加物の規格基準の設定については、平成17年度までに120品目作成できるよう作業を進めている。農薬については、残留基準設定農薬の数は増加し続けている。また、平成18年5月までのポジティブリスト制の導入に向け、残留基準及び暫定基準等の整備が、継続的に進められている。	・評価結果を踏まえ、食品添加物の規格基準や残留農薬基準の整備等を通じた食品の安全性の確保に係る定員を要求。	事後評価 定員要求に反映
	・地域雇用創造バックアップ事業（仮称） ・地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）（仮称） ・地域重点産業創業助成金（仮称）	・雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図る。	・雇用情勢は全国的には改善傾向にあるが、地域差が見られるところである。このような状況の中で、地域を取り巻く環境等は様々であることから、国が都道府県と連携して一律に行う既存の支援策のみでは、地域の実情に応じた対策を講じ、地域の雇用創造をより効果的に行うことは困難であることから、地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等と連携して、地域主導の雇用政策を進めることが、必要かつ有効である。	・評価結果を踏まえ、雇用機会を創出するとともに雇用の安定に係る機構を要求（機構要求：地域企画官（仮称））。	事前評価 機構要求に反映
	若者自立塾（仮称）創出推進事業の創設について	・労働者の就業状況等に対応した多様な職業訓練・教育訓練の機会の確保を図る。	・本事業は、職業生活等の前提となる就労意識等が欠如し、教育訓練も受けず就労することもできない若年者等に対し、合宿形式による生活訓練や労働体験等を通じ、職業人としての基本的能力の獲得、勤労観の醸成を図り、働くことについて自信と意欲を付与することとしている。本事業の実施により、若年者の円滑な職業生活への移行、職場不適應の防止、さらに安定的な雇用、主体的なキャリア形成が見込まれるものである。	・評価結果を踏まえ、若者自立塾（仮称）創出推進事業の創設に係る定員を要求。	事前評価 定員要求に反映
経済産業省	地球環境問題への対策の推進	・従来の事業に加え、共同実施等推進基礎調査、国際エネルギー消費効率化等協力支援事業実用化開発を新たに実施する。	・既に世界最高水準のエネルギー効率を達成している日本において、より自主的な手法を進めることが出来るような事業支援と基盤整備を重点的に行うことが手段として適切。	・評価結果を踏まえ、環境やエネルギー関連の技術に係る専門的知見を有しつつ、内外の責任あるものとの調整を的確に遂行に係る機構を要求。	事前評価 機構要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
経済産業省	21世紀ロボットチャレンジプログラム	・次世代ロボット実用化における諸課題のうち技術面に着目し、このような潜在ニーズに対応した次世代ロボットの開発・実用化の促進、ロボット市場の飛躍的拡大を目指す。	・「平成17年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」（平成16年4月総合科学技術会議）においても、ロボット技術は、重点的に推進すべき領域とされている。ロボットの活用を進めるための基盤整備施策であり、民間企業、大学等と一体となって国が事業を実施することが適切。	・評価結果を踏まえ、ロボット実用化における技術開発、製品化、市場整備等について対外的な交渉等に係る機構を要求。	事前評価 機構要求に反映
	ナノテクノロジープログラム	・キーテクノロジーとして期待されているナノテクノロジーの技術基盤を構築するとともに、産業技術への展開を図ることで、我が国が優位にあるナノテクノロジーを基盤とした革新的産業技術により、国際的な産業競争力を強化する。	・ナノテクノロジーは、融合的な研究開発であり、萌芽的研究が応用研究を経ずに直接に産業化につながるなどの特色を有しており、産学の連携の下で効率的な基盤研究開発の推進体制を整えるとともに得られる成果が積極的に産業化されるための支援策を講じる必要がある。	・評価結果を踏まえ、ナノテクノロジーや材料産業に係る専門的な知見を有しつつ、内外の責任あるものとの連携・調整、政策立案に係る機構を要求。	事前評価 機構要求に反映
	円滑な産業人材供給のための人材環境整備	・成長分野を支える人材について、人材育成プログラムの整備等の環境整備及び若年失業者等の増加傾向を転換させる。	・先端産業を支える製造現場において真に必要なとされる製造現場の中核人材の育成のため、製造現場の現状・課題・ニーズを的確に踏まえた新たな人材育成システムを構築することが欠かせない。 ・初期投資を多大に要するe-ラーニング・システムの構築を民間だけで行うのは困難なため、国が積極的に立ち上げに間わり支援していくことは重要。	・評価結果を踏まえ、若年者人材対策、製造現場の中核人材の育成などの地域経済における施策の推進に係る定員を要求（増員要求：3人）。	事前評価 定員要求に反映
	新エネルギー技術開発プログラム	・新エネルギー技術の開発、コスト削減等を図ることによって、我が国のエネルギー供給の安定化・効率化、地球温暖化問題（CO ₂ ）・地域環境問題（NO _x 、PM等）の解決、新規産業・雇用の創出、水素エネルギー社会の実現等を図る。	・「燃料電池」は我が国の将来の発展を支える戦略分野として位置づけられている。国は、新エネルギーの普及・導入上の障害を取り除き、一層の普及・導入のための環境作りを技術的側面から支援することで、2010年度新エネルギー導入目標を達成すべく、この取組に関与する必要がある。	・評価結果を踏まえ、燃料電池の実用化・普及に係る定員を要求（増員要求：2人）。	事前評価 定員要求に反映
	環境省	地球温暖化対策	・2008年から2012年の温室効果ガスを基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6%削減（京都議定書の削減約束）する。	・政府として、大綱における現行対策・施策の実効性を高めると同時に、追加対策・施策を導入することにより京都議定書の6%削減約束の達成を確実なものとしていくことが必要であり、環境省としても、中央環境審議会での審議の結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要。	・評価結果を踏まえ、国内排出量取引制度の導入及び京都メカニズムの積極的な活用に係る機構を要求。 ・評価結果を踏まえ、地球温暖化防止のための代替フロン等3ガス（HFC、PFC、SF ₆ ）対策の推進に係る定員を要求。 ・評価結果を踏まえ、国内排出量取引制度の導入及び京都メカニズムの積極的な活用のため、市場メカニズムの活用による地球温暖化対策の推進の強化に係る定員を要求。
廃棄物の不法投棄の防止等		・廃棄物の不法投棄や違法な輸出入の未然防止等を図る。	・法制定・法改正、対策の充実が図られ、目標の達成に向けて進展。 ・不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。 ・このため、国の役割の強化、不法投棄等を目的とする運搬や硫酸ピッチの不適正保管に対する罰則強化、優良業者の育成、支障の除去等への効果的な支援、廃棄物の適正な輸出入の確保に向けた体制の整備等が課題。	・評価結果を踏まえ、廃棄物等の適正な越境移動の推進に関する政策形成及び諸外国等との調整に係る機構・定員を要求。	事後評価 機構・定員要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の機構・定員要求への反映内容	分類
環境省	野生生物の保護管理	<p>・希少野生動植物については、生息状況等の調査を実施し、現状把握を行うとともに、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づきその保護増殖を図る。また、鳥獣の保護管理により鳥獣と人との共生を図る。さらに、外来種生物及び遺伝子組換え生物による生物多様性への影響を防止する。</p>	<p>・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の整備及び施行、外来生物による被害の防止の枠組みの検討など政策の仕組みづくりについて進捗。</p> <p>・国指定鳥獣保護区の新規指定、生息地等保護区の新規指定、保護増殖事業計画の改訂などの施策を推進。</p> <p>・目標達成に向けて一定の成果があったところであり、更なる取組の推進が課題。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、移入生物対策に係る業務の一元的所管に係る機構を要求。</p> <p>・移入生物対策に係る定員を要求。</p> <p>・野生鳥獣の感染症対策等に係る定員を要求。</p>	事後評価 機構・定員要求に反映
	環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備	<p>・環境情報の体系的整備・提供や、「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化（電子化）により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。</p>	<p>・環境省の内部組織に関する訓令改正による3班制の導入、「首席地方環境対策調査官及び地方環境対策調査官の処理する事務に関する訓令」及び「地方環境対策調査官事務所事務実施規程」の制定による事務の範囲の明確化により、事務所業務のより効果的・効率的な遂行が可能となった。</p> <p>・地方環境対策調査官事務所の体制の整備を図るため、地方環境対策調査官の処理すべき事務の追加に応じた増員が必要である。</p>	<p>・評価結果を踏まえ、地域の実情に応じたきめ細やかで機動的な環境行政を展開するため、現行の自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合整理し、様々な環境施策について現場で的確に実施できる地方組織の整備に係る機構・定員を要求。</p>	事後評価 機構・定員要求に反映

(3) 財政投融资計画の要求、税制改正要望に反映したもの

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の反映内容	分類
金融庁	個人投資家の参加拡大	・多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること。	・政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組の有効性等を踏まえ、取組の充実・改善や新たな施策の検討等（「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるような、証券市場の構造改革に対する取組等）を行うことが必要。 ・今後とも「貯蓄から投資へ」の流れが加速され、証券市場が幅広い投資家の参加する厚みのあるものとなるよう、誰もが投資しやすい市場の整備、投資家の信頼が得られる市場の確立、効率的で競争力のある市場の構築に向けて、これまでの取組の有効性等を踏まえつつ、証券市場の構造改革に対する取組の充実・改善、税制面での対応、新たな施策の検討等を行っていくことが必要。	・評価結果を踏まえ、平成17年度の税制改正について、株式投資優遇税制の適用期間の延長、株式投資優遇税制の対象範囲の拡大、金融商品課税の一体化を推進するための税制に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
総務省	ケーブルテレビの普及・高度化	・ケーブルテレビの普及・高度化を図ることにより、国民が多チャンネル放送サービスや双方向機能を活用した多様なサービスを楽しむ。	・更に効率的に政策目標を達成するため、ケーブルテレビ事業者が各種支援措置を十分活用していくことが必要。	・評価結果を踏まえ、放送型CATVシステム整備事業及びCATV広域デジタル化事業について、財政投融资の要求に反映。 (平成17年度要求：放送型CATVシステム整備事業31.8億円、CATV広域デジタル化事業13億円)	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
				・評価結果を踏まえ、高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制、中小企業等基盤強化税制、高度有線テレビジョン放送施設に係る課税標準の特例措置及び電気通信システム信頼性向上施設に係る課税標準の特例措置をそれぞれ延長する税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
財務省	政策金融機関の適正かつ効率的な運営の確保	・政府系金融機関の業務の見直し	・「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、事業規模の見直しを行いつつ、当面の「金融円滑化のため、政策金融を活用する」との方針の下で、機動的な業務の見直しを行い、施策の重点化に努めている。	・評価結果を踏まえ、特別貸付制度の取扱期限や融資条件の見直しについて、財政投融资の要求に反映。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
経済産業省	産業活力再生支援・事業再生支援	・我が国産業の活力の再生を図るため個々の事業者が行う事業再構築共同事業再編経営資源再活用、事業革新設備導入への取組を円滑化する	・民間事業主体に対する民間金融機関の与信が低下している局面において、企業間信用の円滑化を支援するには、政策金融のリスクテイク能力やノウハウを活用することが、金融市場との調和を図る上で有効	・評価結果を踏まえ、地域企業間信用円滑化支援（政策金融）の新規要求について、財政投融资の要求に反映。	事前評価 財政投融资計画の要求に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の反映内容	分類
経済産業省	省エネルギー設備・機器の導入支援	・2001年に取りまとめられた省エネルギー目標量の実現を図るため、省エネルギー対策の実現を図る。	・省エネ設備への投資インセンティブ、規制による社会コストの点から、導入促進を図る手法として、省エネ設備導入への補助、財政投融资及び利子補給、税制優遇を行うことが最も適切である。また、これを補完する観点からも、省エネルギー施策に係る広報普及活動を補助することは適切である。	・評価結果を踏まえ、総合省エネルギー推進事業（政策金融）の新規要求について、財政投融资の要求に反映。	事前評価 財政投融资計画の要求に反映
	円滑な産業人材供給のための人材環境整備	・成長分野を支える人材について、人材育成プログラムの整備等の環境整備及び若年失業者等の増加傾向を転換させる。	・先端産業を支える製造現場において真に必要なとされる製造現場の中核人材の育成のため、製造現場の現状・課題・ニーズを的確に踏まえた新たな人材育成システムを構築することが欠かせない。 ・初期投資を多大に要するe-ラーニング・システムの構築を民間だけで行うのは困難なため、国が積極的に立ち上げに関わり支援していくことは重要。	・評価結果を踏まえ、人材投資促進税制について、新規要求に係る税制改正要望に反映。	事前評価 税制改正要望に反映
国土交通省	水災防止体制の充実	・近年の水災防災体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、NPO等の水防協力団体への位置付け、水防活動における避難誘導體制の強化、浸水した場合に被害が大きい地下空間の浸水対策の促進等水災防止体制を充実する。	・本政策の目的・目標を達成する上での必要性、効率性、有効性が、いずれも認められる。	・評価結果を踏まえ、水防活動に係る法人に対する寄付金における税制上の優遇措置、避難経路の確保のための避難対策施設を新設又は改良した場合の税制上の特例措置を創設に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
	国際競争力のある観光地づくり	・観光立国の実現に向けて、各地域それぞれの創意工夫を活かして行う外国人観光旅客にも魅力ある多様な観光地づくりを促すとともに、外国人観光旅客が快適に旅行できる環境を整備する。	・本政策の目的・目標を達成する上での必要性、効率性、有効性が、いずれも認められる。	・評価結果を踏まえ、民間を主体とした法人「観光地域振興機構（仮称）」の活動の支援について、同機構が取得する重要な観光振興資産について特例措置を創設に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
環境省	一般廃棄物対策（排出抑制、再生利用、適正処理等）	・一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処理等を推進する。	・一般廃棄物の排出抑制、再生利用、適正処分は着実に推進している一方、一般廃棄物の排出量についてはここ数年横ばい傾向。 ・循環型社会構築のために必要な処理施設の整備に対する財政的・技術的支援、国民・事業者による排出抑制のための主体的取組等の充実が課題。	・評価結果を踏まえ、PFI法に基づく廃棄物処理施設の整備について財政投融资制度の延長の要求に反映。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
			・一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類について、その目標を達成する見込みが得られたが、引き続き排出削減を図っていくことが課題。	・評価結果を踏まえ、適正な廃棄物処理施設等の整備について財政投融资制度の延長の要求に反映。	事後評価 財政投融资計画の要求に反映
			・最終処分場の残余容量には地域格差が大きく、新たな容量確保手段が課題。 ・廃焼却施設の適切な解体、過去未規制だった最終処分場の適正化が課題。	・評価結果を踏まえ、登録廃棄物再生事業者の保管施設に係る課税標準の特例措置及び非課税措置の延長に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
				・評価結果を踏まえ、廃棄物の最終処分場に係る特定災害防止準備金制度について、特例措置の延長に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
				・評価結果を踏まえ、PFI選定事業者が設置する一般廃棄物処理施設について、課税標準の特例措置の延長に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映

各行政機関名	評価対象政策	評価対象政策の目的・目標	評価結果の概要	評価結果の反映内容	分類
環境省	地球温暖化対策	・2008年から2012年の温室効果ガスを基準年（1990年、代替フロン等3ガスについては1995年）比6%削減（京都議定書の削減約束）する。	・政府として、大綱における現行対策・施策の実効性を高めると同時に、追加対策・施策を導入することにより京都議定書の6%削減約束の達成を確実なものとしていくことが必要であり、環境省としても、中央環境審議会での審議の結果を踏まえ、適切に対応していくことが必要。	・評価結果を踏まえ、地球温暖化対策を推進するため、環境税（仮称）の創設等、必要な税制上の措置に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
				・評価結果を踏まえ、既存住宅・事業用建築物に係る省エネ改修促進税制、及び新築住宅・事業用建築物の省エネ化促進のための特例措置の創設に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
	自動車排ガス対策	・環境基準の達成・確保等により、大気汚染に関し、人の健康を保護する。	・自動車排出ガス規制の強化、低公害車の普及促進は有効に機能。 ・依然として環境基準達成率の低い二酸化窒素・浮遊粒子状物質については、早急な改善が必要であり、平成17年の世界で最も厳しい排出ガス規制の実施、自動車NOX・PM法に基づく対策の実施、低公害車の普及促進等、総合的な対策の充実、強化等が課題。	・評価結果を踏まえ、事業者が排出基準適合車及び低公害車等を取得する際における低利融資制度の延長及び拡充について、財政投融資制度の要求に反映。	事後評価 財政投融資計画の要求に反映
				・評価結果を踏まえ、低公害車に係る自動車取得税について、軽減措置の延長に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
				・評価結果を踏まえ、最新規制（平成17年規制）適合車に係る自動車取得税について、軽減措置の拡充に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映
				・評価結果を踏まえ、低公害車用燃料供給設備に係る特例措置について、適用期限の延長に係る税制改正要望に反映。	事後評価 税制改正要望に反映

政策評価結果の平成 17 年度予算要求等への反映状況

各行政機関が実施した政策評価の結果の平成 17 年度予算要求等への反映状況について、総務省が各行政機関の協力を得て取りまとめ、公表するもの。

平成 1 6 年 9 月

総 務 省